

第22 株式会社ひろしま港湾管理センター

以下、「229頁」までは、株式会社ひろしま港湾管理センターに関する内容を記載している。

1 概要

株式会社ひろしま港湾管理センター（以下「ひろしま港湾」という。）⁸⁵は、平成2年4月2日に設立された株式会社（設立時の商号：広島湾海洋開発株式会社）である。株主は広島県、広島市、ヤマハ発動機株式会社等の計15団体である（出資比率：県51%、広島市9%、その他が40%）。

同社は、海洋性スポーツの振興及びレクリエーション活動の普及を図るため⁸⁶、また、広島アジア大会（平成6年開催）のヨット競技会場として利用するため、観音マリーナを整備することを期に、県の第三セクターとして設立された。

平成9年4月から、広島観音マリーナの管理運営を開始した。

平成13年1月、商号を「株式会社ひろしま港湾管理センター」に変更した。

その後、広島港・福山港・尾道糸崎港（福山市域）（平成13年4月から）、広島港国際コンテナターミナル等（平成15年3月から）の管理を順次受託し、平成18年4月から観音マリーナの、平成20年7月からは五日市漁港フィッシャリーナ（現：広島地域マリーナ）の指定管理者となった。

平成29年4月からは、広島港の港湾管理会社として、広島港国際コンテナターミナルと海田コンテナターミナルの管理運営を開始した。

会社概要及び沿革は、以下の表の通りである。

【会社概要】

| | |
|-------|--|
| 会社名 | 株式会社ひろしま港湾管理センター |
| 本社所在地 | 〒734-0011 広島市南区宇品海岸一丁目13番13号 TEL：082-250-7160 FAX：082-250-7161 |
| 設立 | 平成2年4月2日 |
| 資本金 | 10億円 |
| 株主 | 広島県 広島市 ヤマハ発動機株式会社 他県内主要企業 |
| 代表者 | 代表取締役 松本幸之 |

⁸⁵ 会社概要より（<https://www.h-port.co.jp/company/>）（令和4年12月14日閲覧）

⁸⁶ 広島県マリーナ条例1条

【沿革】（ひろしま港湾提供資料に基づき監査人が作成）

| 年月日 | | ㈱ひろしま港湾管理センターの沿革 |
|--------------------|--|---|
| 平成2(1990)年 | | |
| 4月2日 | | 広島湾海洋開発株式会社設立 |
| 平成3(1991)年 | | |
| 9月10日 | | 観音新町地先公有水面の埋立免許取得（埋立面積193,804.07㎡） |
| 平成6(1994)年 | | |
| 10月2日 | | （未竣功埋立地を）アジア競技大会のヨットレース会場として暫定使用 |
| 平成7(1995)年 | | |
| 6月26日 | | 観音新町地先公有水面の埋立（第1工区）竣功 |
| 平成8(1996)年 | | |
| 12月12日 | | 広島県マリーナ条例可決 |
| 平成9(1997)年 | | |
| 4月25日 | | 広島観音マリーナ管理運営開始 |
| 平成13(2001)年 | | |
| 1月26日 | | 株式会社ひろしま港湾管理センターに社名変更 |
| 4月1日 | | 広島市南区宇品海岸三丁目12番7号へ本店移転 |
| | | ポートカンパニー発足 |
| | | 福山営業所, 廿日市詰所, 松永詰所の開設 |
| | | 「公の施設(県管理港湾施設)の管理運営業務等委託」契約を締結(利用料金制) |
| | | 広島港, 福山港, 尾道糸崎港(福山地域分)の港湾施設の管理運営事務等 |
| | | 坂プレジャーボートスポット, 柳津ボートパークの管理開始 |
| 平成14(2002)年 | | |
| 10月 | | 国際フェリーポート等管理受託 |
| 平成15(2003)年 | | |
| 3月 | | 広島港国際コンテナターミナル等を管理開始(管理委託) |
| 4月1日 | | 公の施設(県管理港湾施設)の管理事務等委託を締結(委託料制) |
| | | 広島港, 福山港及び尾道糸崎港の福山市域における港湾施設の管理事務等 |
| 平成16(2004)年 | | |
| 7月 | | 海上における人命の安全のための国際条約(SOLAS条約)に基づく広島港, 福山港, 尾道糸崎港(福山地域)の港湾施設警備・監視業務を受託 |
| 平成17(2005)年 | | |
| 1月24日 | | 広島市南区宇品海岸一丁目13番13号(現在地)へ本店移転 |
| 平成18(2006)年 | | |
| 4月 | | 広島観音マリーナ・一般港湾施設の指定管理者として管理開始 |
| 平成20(2008)年 | | |
| 4月1日 | | 五日市漁港フィッシャリーナの指定管理開始 |
| | | ベイサイドビーチ坂管理開始(海水浴場開設) |
| 平成21(2009)年 | | |
| 4月 | | 広島観音マリーナ・一般港湾施設・五日市漁港フィッシャリーナ施設の指定管理者として2期目の管理開始 |
| 平成24(2012)年 | | |
| | | コンテナカンパニー発足 |
| | | 広島港新国際コンテナターミナル荷役機械共同化事業運営開始 |
| 平成25(2013)年 | | |
| | | 広島港新国際CFS供用開始 |
| 平成26(2014)年 | | |
| 4月 | | マリーナ施設等(広島観音マリーナ, 五日市漁港フィッシャリーナ, ボートパーク施設等), 一般港湾施設の指定管理者として3期目の管理開始 |
| 平成28(2016)年 | | |
| 4月1日 | | 広島観音マリーナの指定管理開始 (平成28(2016)年4月1日から平成38(2026)年3月31日まで) |
| | | 広島地域マリーナ施設の指定管理開始 (平成28(2016)年4月1日から平成38(2026)年3月31日まで) |
| 平成29(2017)年 | | |
| 4月1日 | | 広島港湾運営会社として, 出島地区埠頭群(広島国際コンテナターミナル)と海田地区埠頭群(海田コンテナターミナル)の運営を開始 (平成29(2017)年4月1日から平成39(2027)年3月31日まで) |
| 平成31(2019)年 | | |
| 4月1日 | | 広島港, 尾道糸崎港及び福山港の一般港湾施設の指定管理開始(4期目) (平成31(2019)年4月1日から平成36(2024)年3月31日まで) |

2 役員数, 従業員数, 組織

(1) 役員数 (令和4年6月17日現在)

取締役11名 (代表取締役社長1名, 常務取締役3名, 取締役7名 (うち県職員1名))

監査役4名 (常勤監査役1名, 監査役3名)

(2) 従業員数 (令和4年6月10日現在)

常勤職員32名 (うち県職員2名, 元県職員4名) である。非常勤職員はいない。

(3) 組織

取締役会設置会社, 監査役会設置会社である。

会計監査人設置会社である (監査法人が担当)。

3つのカンパニー制 (ポート, コンテナ, マリーナ) を取っている。

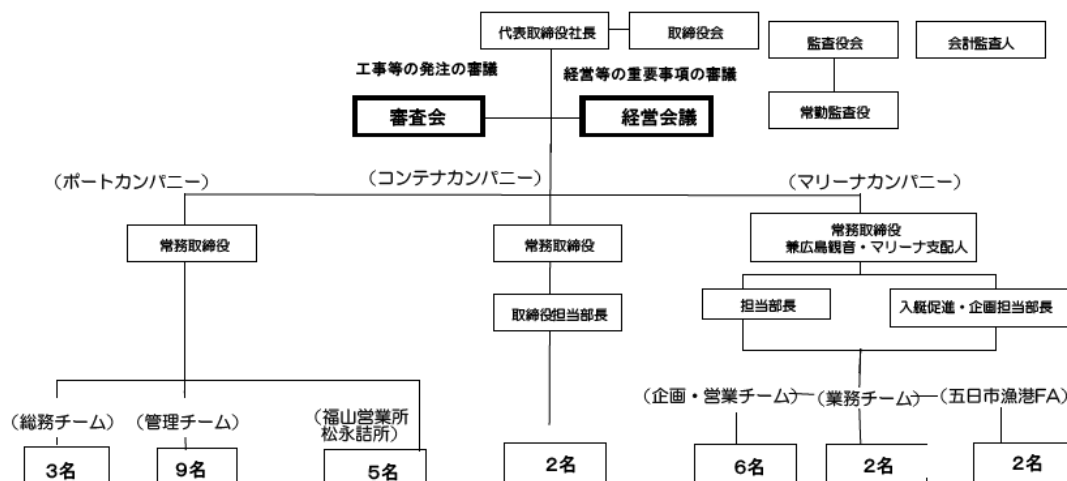
経営等の重要事項の審議をする組織として, 社長, 専務, 常務, 常勤監査役, 常勤の取締役その他で構成される「経営会議」を, 工事等の発注の審議をする組織として「審査会」を置いている。

業務の概要, 組織図, 各カンパニーの主な業務内容は以下の通りである。

株式会社ひろしま港湾管理センターの業務の概要

■当社の経営ビジョン(当社の目指すべき姿)
 ・広島県の港湾をご利用頂くお客様のニーズの取り込みとこれらニーズを確実に実施して行くことにより顧客満足度の向上を図る。
 そのことにより、地域経済及び、地域活性化に寄与していく。
 ⇒(ポート)使いやすい港づくりをめざし港湾運営の効率化, 港湾施設の適切な維持管理に努める。
 ⇒(コンテナ)中四国地域の中核的国際拠点港としてコンテナ取扱量を増やし広島県経済の成長に寄与する。
 ⇒(マリーナ)施設等の良好な維持管理に努め安全確保を図るとともに海洋性レクリエーション拠点として海洋性スポーツの振興, 普及に努める。

(組織図)



※臨時職員は除く

■各部署の主な業務

1. ボートカンパニー

(1) 総務チーム

- ① 全社の統括(総務・人事・事業計画・規程作成・契約等)
- ② 全社の経理・支払事務
- ③ ボートカンパニーの広島県との契約及び事業報告

(2) 管理チーム

・一般港湾施設の指定管理, 国有港湾, SOLASにかかる以下の業務

- ① 予算要求・執行管理
- ② 使用料調定
- ③ 広島港にかかる維持修繕, 業務委託, 使用料徴収, 給水

(3) 福山営業所

・福山港にかかる維持修繕, 業務委託, 使用料徴収, 給水

(4) 松永詰所

・尾道糸崎港(機織地区)にかかる維持修繕, 業務委託, 使用料徴収

2. コンテナカンパニー

ア. 広島港湾港運営会社にかかる以下の業務

- ① 広島港のコンテナターミナル施設にかかる管理・運営
- ② 維持修繕, 業務委託, 使用料徴収
- ③ コンテナ貨物集貨活動(ポートセールス)

イ. 自主事業

- ① 広島港新国際CFSIにかかる維持修繕, 業務委託, 使用料徴収など
- ② 広島港荷役機械共同化事業にかかる維持修繕, 業務委託, 使用料徴収など

3. マリーナカンパニー

(1) 広島観音マリーナ 企画・営業チーム

- ① カンパニー全体の統括(予算管理・執行)
- ② マリーナ施設にかかる入艇促進活動(含むイベント等)
- ③ 広島観音マリーナにかかる契約・使用許可・使用料徴収
- ④ 広島観音マリーナにかかる業務委託
- ⑤ BP・PBSIにかかる契約・使用許可・使用料徴収
- ⑤ BP・PBSIにかかる維持修繕・業務委託

(2) 広島観音マリーナ 業務チーム

- ① 広島観音マリーナのヤード業務(上下架, 給油等)
- ② 広島観音マリーナの維持修繕

(3) 五日市漁港FA

- ① 五日市漁港フィッシャリーナにかかる入艇促進活動(含むイベント等)
- ② 五日市漁港フィッシャリーナにかかる契約・使用許可・使用料徴収
- ③ 五日市漁港フィッシャリーナにかかる維持修繕・業務委託

3 主な事業

(1) 一般港湾施設の管理運営(「第13 委託契約(本庁分)及び指定管理」も参照)

① 指定管理者

広島港・福山港・尾道糸崎港(機織地区)の一般港湾施設の管理を受託している(現在4期目)。

② 受託事業

国際埠頭施設保安対策事業や国有港湾施設等管理事業を県から受託している。

(2) コンテナターミナル埠頭群の運営

① 広島港(出島地区及び海田地区)

「第14 港湾運営会社」で述べたように, 平成29年度以降, 港湾運営会社として運営している。

② 福山港

県からの指定管理者として運営している(「第13 委託契約(本庁分)及び指定管理」も参照)。

(3) マリーナ施設の管理(「第13 委託契約(本庁分)及び指定管理」も参照)

① 観音マリーナの管理運営(指定管理者)

平成18年4月から観音マリーナの指定管理業務を行っている(現在4期目)。

② 広島地域マリーナ施設の管理運営(指定管理者)

平成20年7月からは五日市漁港フィッシャリーナの指定管理者となった。

現在は、小型船舶特定係留施設（廿日市ボートパーク、五日市プレジャーボートスポット、坂プレジャーボートスポット）を含む広島地域マリーナ施設の指定管理業務を行っている（平成28年4月から令和8年3月まで。現在1期目）。

(4) 自主事業

主な自主事業として、以下の事業を行っている。

- ① 広島港国際コンテナターミナル荷役機械等共同化事業
- ② 広島港出島地区上屋（C F S）運営事業

4 経営計画と業績

(1) 経営計画、スローガン

① 事業計画（単年度）

毎年度、事業計画を作成し、事業計画の概要や、予想損益計算書（全体、カンパニー別、事業別）を作成している。

令和3年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日）は第32期である。

当該年度終了後、事業報告書を作成している。

② 中期事業計画

カンパニー別の中期事業計画を策定している（現行：令和3年～令和7年の5年間）。

その中で、計画期間中（5年間）の年度ごとの損益計算計画、設備投資計画、人員（組織体制）計画、活動計画を定めている。

③ 広島港「NEXT10」

平成29年度から港湾運営会社となったことを契機に掲げたスローガンである。

策定当時のコンテナ貨物取扱量は約27万7000TEU（全国12位）であったところ、「10年以内」に、広島港のコンテナ取扱数量の「10万TEU」増、コンテナ取扱港「全国ベスト10」入りを目指すとしている。

ひろしま港湾にその位置づけを確認したところ、「NEXT10はコンテナカンパニーの経営理念として策定したものであり、数値目標や達成度を問うような具体的なものは中期事業計画を作成しているが、全ては「NEXT10」で掲げた数値目標を達成するためである。」との回答であった。

令和2年（速報値）の広島港のコンテナ取扱貨物量は22.5万TEU（全国13位）であった（「第6 広島県の港湾・漁港の概要」参照）。

(2) 新型コロナウイルス感染拡大の影響

令和2年以降の新型コロナウイルス感染拡大により、コンテナカンパニー、マリーナカンパニーを中心に、業務に影響が生じている。

① 令和2年度（第31期）

事業報告書によると、コンテナカンパニーは、令和2年度のコンテナ数量が新型コロナウイルス感染拡大により対外的なポートセールス活動が抑制される中、自動車関連貨物を中心に輸出が激減したことから223,274 T E U（前年度比▲19.7%）まで落ち込んだ。また、広島県に呼応して「新型コロナウイルス対策港湾施設利用者緊急支援事業」を実施し、コンテナターミナルの利用者に対し使用料の減免措置を実施した。

マリーナカンパニーでは、観音マリーナにおいて、一般利用者向けのチャーターボートの利用やイベント会社向けの駐車場の貸出が新型コロナウイルス感染症の拡大の影響で減少したため▲5百万円の減収となった。また、海の祭典など海洋性スポーツの普及・振興を目的としたイベントは、感染拡大の動向を踏まえて中止した。

もっとも、コンテナカンパニーでは県から使用料減免分の補填や貸付料の減額を受けたこと、マリーナカンパニーでは観音マリーナ、広島地域マリーナ共に保有施設の収容数が増加したこと等から、売上・利益ともに、計画比で大きな影響はなかった。

② 令和3年度（第32期）

事業報告書によると、コンテナカンパニーの令和3年度のコンテナ数量は、新型コロナウイルス感染拡大によるポートセールス活動の抑制、世界的な国際海上コンテナ物流の低迷により広島港で自動車関連貨物を中心に輸出が2年連続して大きく減少した結果、240,908 T E Uに留まったが、前年度比では増加した（前年度比+7.9%）。

マリーナカンパニーでは、令和2年度に引き続き、海の祭典などのイベントは、感染拡大の動向を踏まえて中止した。

なお、ひろしま港湾に確認したところ、令和3年度はコンテナカンパニー関係での使用料の減免・猶予措置はなかったとのことである。

その他、令和3年度の業績の詳細は、「第23 決算（ひろしま港湾）」で説明する。

(3) 港湾運営会社運営の自己評価

令和3年度末で港湾運営会社の期間（10年間）の半分（5年間）が経過したことを踏まえ、外部監査人がひろしま港湾に対し、港湾運営会社導入の評価を尋ねたところ、以下の回答を得た。

① 県に提供することのできた成果

民営化前の取扱数量は2015年で11.3万TEU/年(民営化前の最大数量)であったが、「つながり革新」＝国内物流も絡めた利用提案活動や荷主・船会社に対するポートセールス、港湾事業者との定期幹事会の開催、民営化以前にはなかった、RTGの投入・RF電源の増設等、利用者の利便性向上に努めた結果、2017年(運営会社初年度)の出島の(海田は出島に比べバースの規模も小さく、実質マツダ関連の貨物が占めているため、利用促進活動による増加は見込めない。)取扱数量は12万TEU/年、2018年～2021年の平均取扱数量(年度によっては新型コロナウイルスの影響あり)は13.5万TEU/年と出島コンテナターミナルの取扱数量の伸長に繋がり、広島港の発展に寄与している。

② ひろしま港湾の業績への貢献

同社の利益のうちの約6割を(直近3年間)計上しており、収益の柱である。

安定した利益を計上することで、社内のシステム更新や新たなシステム導入、社内環境の整備に着手し易くなり、社内の様々な改善に貢献している。また、コンテナターミナルの見学会(小学生の社会科見学含む)やホームページ上に広島港レポート(月1回)を掲載するなど、当社の広告塔の役割も担っている。

(4) その他業績、内部留保の状況

「第23 決算(ひろしま港湾)」で説明する。

5 企業統治

(1) 株主総会の開催状況

令和元年度から令和3年度までの開催状況を確認した。

毎年度、定時株主総会が開催され、事業報告や役員を選任がなされた。

役員選任等のため、令和元年度には臨時株主総会が2回開催された。このうち、令和2年3月の株主総会では、電気料金の過少請求の件(「第20 料金」参照)に関連し、県に対し民法709条に基づく損害賠償金を支払う件が上程され、承認された。

(2) 取締役会の開催状況

令和元年度から令和3年度までの開催状況を確認したところ、各年度4～6回開催されている。令和2年度(4回開催)は、いずれも書面決議の方法が取られた。

6 課題・問題点(海外向けの情報発信)

ひろしま港湾は、YouTubeにチャンネルを開設しており、一般の方にも分かりやすいPR動画等を公開している。この中で、「Hiroshima Port and Harbor Administrating Center

Co.,Ltd」 という英語の会社説明動画を公開しているが、映像自体は日本語の会社説明動画のものを流用しており、映像内で映し出される言葉等が日本語のまま、海外向けの映像となっていない。ひろしま港湾は新型コロナウイルス蔓延前から海外への積極的なアプローチを行い、広島港の利用拡大に貢献している中で、この点は残念である。海外向けの動画を作成する以上、最低限映像内の重要な文字の下には英訳を入れる程度の改良を行うことが望ましい（【意見】海外向けの情報発信）。



Hiroshima Port and Harbor Administrating Center Co.,Ltd

7 課題・問題点（近年の外部要因の影響を踏まえた計画・目標の見直し）

広島港「NEXT10」は、新型コロナウイルス感染拡大前の平成29年度に策定されたものである。「NEXT10」策定当時のコンテナ貨物取扱量が約27万7000TEU（全国12位）であることを前提に、10年後の10万TEU増を目標に掲げていることから、令和9年に約37万7,000TEUを目指すことになる。

しかし、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、令和3年度のコンテナ貨物取扱量は約24万TEUにまで落ち込んでいる。ひろしま港湾は、出島コンテナターミナルの取扱数量の伸長を港湾運営会社運営による成果として挙げているが、令和9年までに10万TEU増が達成できるのか、疑念が生じる。

この点をひろしま港湾に確認したところ、「新型コロナウイルス収束の目途は立っていないが、「NEXT10」は、2017年（平成29年）に民営化が開始された際に作成したスローガ

ンであり継続する。目標の10年後は2027年（令和9年）になるが、新型コロナウイルス感染拡大前の瀬戸内地域の集荷状況とトラック運転手の時間外労働の上限規制が開始される2024年問題を勘案すると当面は目標のまま貨物量100,000TEU増、コンテナ取扱港全国ベスト10入りを達成するまでは継続する。」との回答であった。

ひろしま港湾によれば、「NEXT10」と中期経営計画との関係は、前者で掲げた数値目標を達成するために、後者において具体的な数値目標や達成度を問うとの関係にある。

そうであれば、「NEXT10」それ自体はスローガンであったとしても、少なくとも、新型コロナウイルス感染拡大をはじめとする近年の外部要因の影響を踏まえ、「NEXT10」で掲げた内容や達成目標時期の変更の要否につき、随時検証を行うことが望ましい（【意見】近年の外部要因の影響を踏まえた計画・目標の見直し）。

8 意見

(1) 【意見】 海外向けの情報発信

ひろしま港湾は、YouTubeにチャンネルを開設しており、一般の方にも分かりやすいPR動画等を公開している。この中で英語の会社説明動画を公開しているが、映像自体は日本語の会社説明動画のものを流用しており、映像内で映し出される言葉等が日本語のまま、海外向けの映像となっていない。海外向けの動画を作成する以上、最低限映像内の重要な文字の下には英訳を入れる程度の改良を行うことが望ましい。

(2) 【意見】 近年の外部要因の影響を踏まえた計画・目標の見直し

広島港のコンテナ貨物取扱量の目標に関するスローガン「NEXT10」について、新型コロナウイルス感染拡大をはじめとする近年の外部要因の影響を踏まえ、内容や達成目標時期の変更の要否につき、随時検証を行うことが望ましい。

第23 決算（ひろしま港湾）

1 損益の状況

令和3年度は新型コロナウイルス蔓延に伴い低迷していた海運業界は回復基調にあったが、燃料価格の高騰や人員不足等を背景に物流コストが上昇し、ひろしま港湾も厳しい経営状況が続いている。

令和3年度は前年度に比べ、コンテナ取扱量増加に伴い広島港港湾運営会社事業収入が61百万円増加したこと等により、売上高は51百万円増加の19億28百万円となった。一方で、広

島港港湾運営会社貸付料が増加したこと等に伴い売上原価が48百万円増加したこと、パンフレットの作成等により広告宣伝費等が増加したことに伴い販売費及び一般管理費が17百万円増加したこと等により、経常利益は15百万円減少の37百万円となった。法人税等は3百万円増加、法人税等調整額が10百万円減少したことにより、当期純利益は7百万円減少の25百万円となった。

ポートカンパニーは、収益認識に関する会計基準導入に伴い⁸⁷、福山港の荷捌地賃貸料収入が55百万円減少したこと等により売上高は44百万円減少の8億30百万円となった。売上原価についても上記福山港の荷捌地賃借料が55百万円減少したこと、人件費が7百万円減少したこと等により経常利益は4百万円増加の13百万円となった。

コンテナカンパニーは、上記コンテナ取扱量増加に伴い広島港港湾運営会社事業収入が61百万円増加したこと等により、売上高は72百万円増加の7億22百万円となった。一方で、同様に広島港港湾運営会社貸付料が増加したこと等に伴い、経常利益は25百万円減少の15百万円となった。

マリーナカンパニーは、保管艇の増加に伴う観音マリーナの収入増加により、売上高は23百万円増加の3億76百万円となった。一方で、燃料仕入等が増加したことにより、経常利益は6百万円増加の7百万円となった。

⁸⁷ 収益認識会計基準導入に伴い、顧客へのサービス提供におけるひろしま港湾の役割が代理人に該当する取引については、顧客からの受取額から、県への支払額を控除した純額で収益認識することに変更している。

ひろしま港湾管理センター 損益推移

(単位：千円)

| | 20/03期 | 21/03期 | 22/03期 | 前年度差額 |
|---------------|-----------|-----------|-----------|----------|
| 売上高 | 1,997,300 | 1,877,288 | 1,928,808 | 51,520 |
| 売上原価 | 1,787,337 | 1,622,183 | 1,670,858 | 48,675 |
| 売上総利益 | 209,963 | 255,105 | 257,949 | 2,844 |
| 役員報酬 | 37,669 | 36,867 | 34,718 | △ 2,149 |
| 給料 | 47,394 | 48,129 | 52,584 | 4,455 |
| 賞与 | 5,664 | 6,454 | 7,300 | 846 |
| 賞与引当金繰入額 | 1,597 | 2,269 | 2,375 | 106 |
| 退職給付引当金繰入額 | 1,558 | 2,723 | 2,035 | △ 688 |
| 法定福利費 | 13,293 | 13,587 | 13,983 | 396 |
| その他人件費 | 1,803 | 2,690 | 2,715 | 25 |
| 広告宣伝費 | 8,496 | 2,538 | 9,605 | 7,067 |
| 業務委託費 | 12,823 | 17,662 | 17,891 | 229 |
| 消耗品費 | 2,557 | 2,951 | 6,833 | 3,882 |
| 租税公課 | 23,597 | 23,792 | 25,342 | 1,550 |
| 減価償却費 | 13,936 | 14,887 | 16,171 | 1,284 |
| 貸倒引当金繰入額 | 876 | △ 291 | △ 683 | △ 392 |
| その他経費 | 30,502 | 27,604 | 28,064 | 460 |
| 販売費及び一般管理費 計 | 201,779 | 201,876 | 218,949 | 17,073 |
| 営業利益 | 8,183 | 53,229 | 39,000 | △ 14,229 |
| 受取利息及び配当金 | 1,170 | 928 | 639 | △ 289 |
| その他の営業外収益 | 9,796 | 14,141 | 15,447 | 1,306 |
| 営業外収益 計 | 10,967 | 15,069 | 16,086 | 1,017 |
| 支払利息 | 14,924 | 15,154 | 14,114 | △ 1,040 |
| 支払手数料 | 50 | 50 | 50 | 0 |
| その他の営業外費用 | 1,899 | 662 | 3,544 | 2,882 |
| 営業外費用 計 | 16,874 | 15,867 | 17,709 | 1,842 |
| 経常利益 | 2,276 | 52,431 | 37,377 | △ 15,054 |
| 損害賠償金 | 44,418 | | | 0 |
| 特別損失 計 | 44,418 | | | 0 |
| 税引前当期純利益 | △ 42,142 | 52,431 | 37,377 | △ 15,054 |
| 法人税、住民税および事業税 | 776 | 11,056 | 14,688 | 3,632 |
| 法人税等調整額 | △ 12,342 | 8,359 | △ 2,330 | △ 10,689 |
| 当期純利益 | △ 30,576 | 33,015 | 25,020 | △ 7,995 |

ひろしま港湾管理センター カンパニー損益

(単位：千円)

| | ポートカンパニー | コンテナカンパニー | マリーナカンパニー | 全社合計 |
|------------|----------|-----------|-----------|-----------|
| 売上高 | 830,015 | 722,055 | 376,740 | 1,928,808 |
| 売上原価 | 770,514 | 632,275 | 268,071 | 1,670,858 |
| 売上総利益 | 59,501 | 89,780 | 108,669 | 257,949 |
| 販売費及び一般管理費 | 45,539 | 63,499 | 109,913 | 218,949 |
| 営業利益 | 13,962 | 26,281 | -1,244 | 39,000 |
| 営業外収益 | 1,532 | 1 | 14,556 | 16,086 |
| 営業外費用 | 1,012 | 10,426 | 6,269 | 17,709 |
| 経常利益 | 14,481 | 15,856 | 7,043 | 37,377 |

2 財産の状況

令和3年度末の資産については、県との国際埠頭施設保安対策業務や国有港湾施設管理業務に係る契約を増額変更したこと等により、売掛金は増加したものの、令和2年度にあった緊急支援事業の減免がなくなったこと等により未収入金が減少したため、流動資産は13百万円減少の15億12百万円となった。また、主に減価償却により建物が34百万円、リース資産が34百万円減少したこと等から、固定資産は44百万円減少の12億71百万円となった。

一方で負債については、未払金が24百万円、借入金が38百万円、リース債務が36百万円減少したこと等により、83百万円減少の13億84百万円となった。純資産は、当期純利益による25百万円増加の13億99百万円となった。

結果として、総資産は前年度比58百万円減少の27億83百万円となった。

ひろしま港湾管理センター

(単位：千円)

| | 20/03期 | 21/03期 | 22/03期 | 前年度差額 |
|-------------|-----------|-----------|-----------|----------|
| 現金及び預金 | 795,343 | 1,355,591 | 1,348,096 | △ 7,495 |
| 売掛金 | 128,914 | 90,398 | 121,222 | 30,824 |
| 有価証券 | 400,000 | | | 0 |
| 貯蔵品 | 14,005 | 27,452 | 24,278 | △ 3,174 |
| 前払費用 | 9,243 | 8,780 | 7,752 | △ 1,028 |
| 未収入金 | 7,584 | 41,842 | 9,237 | △ 32,605 |
| 未収法人税等 | 16,148 | 398 | | △ 398 |
| その他流動資産 | 1,165 | 963 | 1,502 | 539 |
| 流動資産合計 | 1,372,405 | 1,525,428 | 1,512,089 | △ 13,339 |
| 建物 | 593,463 | 647,284 | 612,821 | △ 34,463 |
| 構築物 | 27,434 | 33,529 | 34,082 | 553 |
| 機械及び装置 | 3,258 | 2,329 | 1,448 | △ 881 |
| 船舶 | 10,467 | 8,995 | 7,260 | △ 1,735 |
| 車両運搬具 | 6,786 | 4,845 | 3,459 | △ 1,386 |
| 工具器具備品 | 5,993 | 29,063 | 30,248 | 1,185 |
| リース資産 | 448,303 | 397,945 | 363,544 | △ 34,401 |
| 建設仮勘定 | 36,419 | | | 0 |
| 電話加入権 | 1,555 | 1,555 | 1,555 | 0 |
| ソフトウェア | 21,816 | 18,549 | 32,068 | 13,519 |
| ソフトウェア仮勘定 | | 27,500 | 35,200 | 7,700 |
| 投資有価証券 | 110,848 | 110,803 | 110,758 | △ 45 |
| 出資金 | 20 | 20 | 20 | 0 |
| 長期営業債権 | 1,974 | 1,418 | 353 | △ 1,065 |
| 長期前払費用 | 29,386 | 26,801 | 30,506 | 3,705 |
| 保証金 | 6,344 | 6,344 | 6,344 | 0 |
| 繰延税金資産 | 7,415 | | 1,387 | 1,387 |
| その他投資その他の資産 | 19 | 19 | 19 | 0 |
| 貸倒引当金 | △ 1,370 | △ 1,033 | △ 56 | 977 |
| 固定資産合計 | 1,310,139 | 1,315,971 | 1,271,021 | △ 44,950 |

| | 20/03期 | 21/03期 | 22/03期 | 前年度差額 |
|---------------|-----------|-----------|-----------|----------|
| 1年以内返済予定長期借入金 | 38,000 | 38,000 | 38,000 | 0 |
| リース債務 | 59,834 | 61,064 | 60,207 | △ 857 |
| 未払金 | 230,434 | 401,938 | 377,675 | △ 24,263 |
| 未払費用 | 265 | 242 | 219 | △ 23 |
| 未払法人税等 | 2,839 | 24,025 | 7,869 | △ 16,156 |
| 未払消費税等 | 6,200 | 10,670 | 16,974 | 6,304 |
| 預り金 | 1,350 | 2,425 | 1,540 | △ 885 |
| 前受収益 | 119,223 | 123,249 | 132,747 | 9,498 |
| 賞与引当金 | 4,379 | 5,552 | 5,930 | 378 |
| その他流動負債 | 115 | 63 | 97 | 34 |
| 流動負債合計 | 462,644 | 667,230 | 641,261 | △ 25,969 |
| 長期借入金 | 266,000 | 228,000 | 190,000 | △ 38,000 |
| リース債務 | 407,848 | 353,476 | 317,973 | △ 35,503 |
| 預り敷金 | 6,351 | 5,601 | 5,601 | 0 |
| 預り保証金 | 96,331 | 99,600 | 110,555 | 10,955 |
| 資産除去債務 | 75,058 | 76,267 | 77,496 | 1,229 |
| 退職給付引当金 | 27,304 | 36,257 | 41,179 | 4,922 |
| 繰延税金負債 | | 943 | | △ 943 |
| 固定負債合計 | 878,894 | 800,147 | 742,806 | △ 57,341 |
| 資本金 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 0 |
| 繰越利益剰余金 | 341,006 | 374,022 | 399,043 | 25,021 |
| 純資産合計 | 1,341,006 | 1,374,022 | 1,399,043 | 25,021 |

3 課題・問題点（貯蔵品の評価方法について）

ひろしま港湾は棚卸資産として、販促品、修繕用の予備部品、ガソリン等の貯蔵品を24百万円保有しており、計算書類注記の「重要な会計方針」において貯蔵品の評価方法は、「最終仕入原価法による原価法」によるとしている。この点、実際の評価方法を確認したところ、残高2百万円程度のガソリンや軽油などについては最終仕入原価法⁸⁸に基づく評価額を採用しているものの、それ以外の大部分は先入先出法⁸⁹に基づく評価額を採用していた。

⁸⁸ 最終仕入原価によって期末棚卸資産の価額を算定する方法

⁸⁹ 最も古く取得されたものから順次払い出しが行われ、期末棚卸資産は最も新しく取得されたものからなるとみなして期末棚卸資産の価額を算定する方法

評価方法の注記と実際の評価方法が異なっている理由を質問したところ、ガソリンや軽油など以外の貯蔵品も最終仕入原価法に基づく評価額を採用しているものの、最終仕入原価法と先入先出法の評価額に重要な差がないため、先入先出法に基づく評価額を使用しているとのことであった。

両者の評価額に重要な差がないのであれば、重要性の原則の下、異なる評価方法の評価額を使用することも許容されるが、両者の評価額にいくらの差が生じており、重要な差となっていないことを確認した証拠が残されていなかった。

異なる評価法に基づく評価額を使用する限りにおいては、每期必ず両者の評価額に重要な差がないことを確かめ、その証拠も残しておくべきである。なお、後述（4 課題（最終仕入原価法を適用することの検討について））の課題もあるため、これを機会に各貯蔵品の評価方法を今一度整理することも効果的である（【指摘】貯蔵品の評価方法について）。

4 課題（最終仕入原価法を適用することの検討について）

上述（3 課題・問題点（貯蔵品の評価方法について））のとおり、ひろしま港湾は棚卸資産の評価方法として最終仕入原価法を採用し、収益性低下による簿価切り下げの検討も行っていない。一般的に、棚卸資産の評価方法は、個別法、先入先出法、平均原価法、売価還元法のいずれかによるものとされ、評価基準については、取得原価をもって貸借対照表価額とし、期末における正味売却価額が取得原価よりも下落している場合には、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額とするものとされている⁹⁰。

最終仕入原価法とは、最終仕入原価によって期末棚卸資産の価額を算定する方法であり、期末棚卸資産の大部分が最終の仕入価格で取得されているときのように期間損益の計算上弊害がないと考えられる場合や、期末棚卸資産に重要性が乏しい場合においてのみ容認される方法とされている⁹¹。

確かに、流動性等の観点から最終仕入原価法の採用に一定の合理性はあると考えられるが、最終仕入原価法によると、取得原価とは乖離した金額で資産計上される棚卸資産が生じ得る。また、最終仕入時期から時間が経過した場合など、時価が大幅に下落した場合でも、その実態が反映されないこととなる。

⁹⁰ 棚卸資産の評価に関する会計基準 6-2, 7

⁹¹ 棚卸資産の評価に関する会計基準 34-4

この点、大部分が外部に販売され⁹²、時価も大幅に変動するガソリン等についても、重要性の検討を行わず、無条件に最終仕入原価法を採用することは適切ではない（【意見】最終仕入原価法適用の要否検討）。

5 課題（具体的な資金の活用方針がない）

令和4年3月末時点の借入金残高228百万円（支払利息14百万円）に対して、現金預金残高は1,348百万円、投資有価証券は110百万円（受取利息及び配当金6百万円）となっている。投資有価証券は全額満期保有目的の国債である。

借入金に対し多額の現金預金等を保有しているが、これは将来的に自主事業の拡大を見込んでおり、急な設備投資等の資金需要にも対応できるようにするため、そのため、大部分を現金預金として保有し、長期的な運用等も行っていない。

本来、現金預金等の保有・運用については、新規事業なども含めた具体的な資金計画を策定した上で、必要保有資金と余剰資金とに区分し、必要保有資金は現金預金などの流動性の高い安全資産で保有し、余剰資金については、運用又は配当に回すべきである。この点、資金管理指針12条において、資金計画を毎年策定することとなっているが、現状は策定されていない。また、将来的な自主事業に係る具体的な計画の有無を確認したところ、『中期事業計画において投資計画を定めている』との回答を得たが、自主事業の投資時期は明確になっておらず、資金の活用方針策定という点からは計画の具体性が不十分であった。具体的な資金計画を策定する上では、外部要因の影響も踏まえた上で、投資時期も含めた具体的な計画が必要である。

資金運用については、安全面を考慮し、県と同様の運用方針を採用しているが⁹³、現在、長期国債の利回りも低く、積極的に運用を行えない状況にある。また、資金管理指針におい

⁹² 令和3年度の燃料仕入高は18百万円に対し、自社利用分は1百万円である。

⁹³ ひろしま港湾の資金管理指針（抜粋）

第15条（運用対象とする金融商品等）

資金運用の対象とする金融商品は、経営状況が健全な金融機関の預金商品及び元利金の支払いが確実で流動性の高い債券とし、以下のものとする。

（1）預金運用商品 普通預金，定期預金とする。

（2）債券運用商品

適正なリスク管理を図る観点から、安全性、流動性、効率性が十分に確保できる国債，市場公募地方債，政府保証債に限定する。

第17条（金融商品の運用期間）

て金融専門家への相談体制が整備されているにもかかわらず、過去3年間の相談実績はなく、十分活用されていない。今後の経済情勢にもよるが、より具体的な投資計画等をもとに、将来的な資金の活用方針と余剰資金の運用方針をより具体的に定めていくことが望ましい（【意見】具体的な投資計画の策定と余剰資金の運用方針の決定）。

6 課題（配当等の資金還元策が検討されていない）

ひろしま港湾は設立以来、配当を実施していない。県を含め多くの株主も、公共に資する等の目的で株式を保有しており、ひろしま港湾に対して利益追求や配当等の具体的な要請を行っていない。また、県としても少額の配当を受領することが、必ずしも望ましい状況であるとは言い切れない。

しかしながら、ひろしま港湾は営利企業であり、民間のノウハウを活用し、効率的な施設運営をすることを目的としていると考えると、上述の通り、漫然と資金を確保しておくのではなく、資本の払戻や配当などの株主に対する資金の還元等に関する方針を検討することも必要である。

なお、配当政策については、以下の流れでの検討が必要で、その上で、超過額はないが、時期の関係上一時的に資金が余る場合に、運用期間や安全性を考慮して、資金運用に回すという方針にすべきである。

- ① 会社の事業計画を基に将来の必要投資額を算出
- ② 借入金や短期的な緊急支出の必要性などを踏まえ、収支バランスも考慮して、余剰資金の必要額を算出
- ③ 超過額について、配当性向や配当金の水準を考慮して配当する

しかし、現状ではかかる配当政策に関する検討がなされていない。これらの計画・検討をした上で、配当の要否はその結果として算出し、株主とも協議し、配当政策を決めるプロセスを経ることが必要である（【意見】配当政策の検討がされていない）。

資金の運用期間は、資金の性格に応じて、資金管理計画で定める。ただし、信用リスク及び金利変動リスクに鑑み、預金商品については2年未満、債券については20年以下の期間で運用する。

第18条（金融商品の満期保有）

満期設定のある預金商品、債券については、その満期または期限まで保有することを原則とする。

7 指摘及び意見

(1) 【指摘】 貯蔵品の評価方法について

計算書類注記の「重要な会計方針」において貯蔵品の評価方法は、「最終仕入原価法による原価法」によるとしているが、実際の評価方法は、最終仕入原価法と先入先出法の評価額に重要な差がないことを理由に、大部分が先入先出法に基づく評価額を使用していた。しかし、最終仕入原価法と先入先出法の評価額にいくらの差が生じており、重要な差となっていないことを確認した証拠が残されていなかった。

異なる評価法に基づく評価額を使用する限りにおいては、每期必ず両者の評価額に重要な差がないことを確かめ、その証拠も残しておくべきである。なお、これを機会に各貯蔵品の評価方法を今一度整理することも効果的である。

(2) 【意見】 最終仕入原価法適用の要否検討

棚卸資産の評価方法として最終仕入原価法を採用しているが、最終仕入原価法によると、取得原価とは乖離した金額で資産計上される棚卸資産が生じ得る。また、最終仕入時期から時間が経過した場合など、時価が大幅に下落した場合でも、その実態が反映されないこととなる。

この点、大部分が外部に販売され、時価も大幅に変動するガソリン等についても、重要性の検討を行わず、無条件に最終仕入原価法を採用することは適切ではないため、最終仕入原価法適用の可否を適切に検討すべきである。

(3) 【意見】 具体的な投資計画の策定と余剰資金の運用方針の決定

借入金を大きく上回る現金預金等を保有しているが、投資時期も含めた具体的な投資計画などが策定されておらず、必要保有資金と余剰資金との区分がされていない。

外部要因の影響も踏まえた上で、将来的な新規事業も含めたより具体的な投資計画を策定するとともに、余剰資金の運用方針を検討することが望ましい。

(4) 【意見】 配当政策の検討がされていない

配当政策に係る会社の方針が適切に検討されていない。配当方針を決めるための計画・検討をした上で、株主とも協議して配当政策を決定すべきではないか。

第24 財産（ひろしま港湾）

1 概要

「第22 株式会社ひろしま港湾管理センター」に記載したように、ひろしま港湾は、港湾管理者である県より、港湾法43条の11第6項規定の港湾運営会社として、広島港等の運営事業を受託している。

2 県有施設及び県有物品の帰属と管理

(1) 広島港における埠頭群の運営の事業に関する契約で定める帰属と管理

ひろしま港湾は、港湾法に規定する埠頭群を運営する者（港湾運営会社）として、県との間で、「広島港の埠頭群を構成する行政財産の管理業務に関する契約」を締結している。ひろしま港湾は、管理業務を行うために、同契約に基づき県から行政財産を貸し付けられており、当該貸付施設に対して、改良又は維持修繕のために取り替えた物件については、県の所有に属するものとされている。ひろしま港湾は、契約終了または解除時には、県に貸付施設を原状回復し返還する義務を負う。ただし、県が承認したときは、現状において返還することができるものとされている。

また、ひろしま港湾は、県有物品を善良なる管理者の注意をもって管理しなければならず、そのうち「県有備品」（ひろしま港湾が管理している県有物品のうち、広島県物品管理規則3条第1項第1号に定める備品）に該当するときは、一覧表を備え、ラベルを貼付する等により、ひろしま港湾所有の備品と区別しなければならないとされている。なお、県有物品については、物品マニュアルに従い、取得金額10万円以上のものが「備品」となり、10万円未満のものは「消耗品」とされる。

(2) 指定管理に関する基本協定書で定める帰属と管理

ひろしま港湾は、指定管理（広島観音マリーナ、広島地域マリーナ⁹⁴及び広島港・尾道糸崎港・福山港における港湾施設管理）に係る基本協定書で、県の行政財産の管理を受託している。当該業務の実施期間が満了し、引き続き指定管理者とならなかったときは、行政財産である施設等を県に引き渡さなければならないこととされている。

⁹⁴ 廿日市ポートパーク、五日市プレジャーボートスポット、坂プレジャースポット（海上艇置施設、駐車場等） 五日市漁港フィッシャリーナ（陸上艇置施設、海上艇置施設、ビジター栈橋、上下架施設、駐車場、管理棟等）を指す「令和2年度指定管理者制度導入施設の管理運営状況について」（港湾振興課公表資料）

また、ひろしま港湾は、県有物品を善良なる管理者の注意をもって管理しなければならないが、そのうち「県有備品」（広島県物品管理規則3条第1項第1号に定める備品）に該当するときは、一覧表を備え、常に数量、使用場所、使用状況等の把握に努めなければならない、また、ラベルを貼付する等により、ひろしま港湾所有の備品と区別しなければならないとされている。

指定管理者としての管理が終了し、県に施設等を引き渡す際、当該施設等及び県有物品にセンターの費用をもって付加した物件があっても、県に対しその費用を請求しないものとされている。

3 自社所有の固定資産管理

前述のとおり、契約書等に示されている事業に使用する一定の資産は、県の所有に属するとされているが、ひろしま港湾の所有となる資産もある。ひろしま港湾所有の固定資産は、勘定科目ごとに固定資産台帳兼減価償却計算書又はリース資産台帳により管理している。

令和3年度の固定資産の内容は、建物、構築物、機械及び装置、船舶、車両運搬具、工具器具備品、リース資産、電話加入権、ソフトウェアおよびソフトウェア仮勘定であり、固定資産の簿価合計は、11億21百万円である。

ひろしま港湾所有の固定資産の管理方法等については経理規程第4章に規定されており、固定資産の定義として固定資産の種類（建物、建物付属設備等）が規定されている。

また、同55条では、有形固定資産については、①固定資産台帳、②図面及び証憑書類を備え付けて管理することとされている。

加えて、同56条では、毎期末又は随時に有形固定資産の現状につき調査し、その過不足・要修理の如何につき各カンパニーの会計責任者に報告しなければならないとされている。この点、会社担当者に実態を確認したところ、定例的に実地棚卸のような現物確認は実施していないが、償却資産申告前と決算期、施設等の改装や修繕があった場合には固定資産となっているものに変動がないか、各事務所に調査依頼をすることで異動を把握しているとのことであった。この点については、「8 課題・問題点（自社所有固定資産の実地棚卸について）」参照。

減価償却方法については、同57条で建物及び建物付属設備については定額法、その他の有形固定資産は定率法、無形固定資産は定額法と定められている。

4 棚卸資産

県有物品として管理しているものの他に、ひろしま港湾所有の棚卸資産があり、勘定科目ごとに貯蔵品一覧表や販促品在庫管理表により管理している。

令和3年度の棚卸資産の内容は、ステッカーやパンフレットなどの販促品、施設修繕のための予備部品等であり、貯蔵品簿価合計は、24百万円である。

ひろしま港湾所有の棚卸資産の管理方法等については経理規程第3章に規定されており、同40条では、棚卸資産について補助帳に品種別の受払を継続記録し、その残高を常に明らかにして管理しなければならないとされている。

また、同41条では、半期ごとに又は随時に実地棚卸を行い、帳簿残高と現品残高を照合することとされている。この点、貯蔵品の実地棚卸状況について確認したところ、半年ごとに実地棚卸を実施していた。

なお、収入印紙及び郵便切手は、同29条において、現金に準じて取扱い、整理簿を設けてその受払いを明確にする旨規定されている。

5 現場視察（観音マリーナ）

令和4年9月7日に観音マリーナの現場視察を行った。

観音マリーナの収容隻数は、陸上バース112隻、海上バース255隻、ディンギーヤード210隻の合計577隻と瀬戸内海最大のマリーナ施設であり、その他クラブハウス、メンテナンスサービス工場、船具ストックスペース、クレーン、給油施設といった施設が充実しており、多くの固定資産を保有している。

令和3年度の固定資産台帳によると、ひろしま港湾として、建物15件（期末帳簿価額1億4,363万円）、建物附属設備41件（期末帳簿価額3,790万円）、構築物39件（期末帳簿価額2,561万円）、機械装置7件（期末帳簿価額144万円）、車両運搬具3件（期末帳簿価額345万円）、工具器具備品43件（期末帳簿価額952万円）、船舶12件（期末帳簿価額726万円）、ソフトウェア6件（期末帳簿価額1,419万円）の固定資産を観音マリーナで保有している。

一方で、県有備品一覧には、保管場所が観音マリーナとなっている資産は記載されていない。

観音マリーナは平成9年に事業供用を開始しており、20年以上経過した現在では、施設の老朽化も進み、修繕が多く必要となっている。施設の修繕の負担については、250万円以上の比較的大きい修繕は県が負担し、それ以下の修繕はひろしま港湾が負担することとして

いる。この結果、同一の固定資産でも、県負担となる場合とひろしま港湾負担となる場合がある。

6 現場視察（出島コンテナターミナル）

令和4年8月29日に出島コンテナターミナルの現場視察を行った。

令和3年度の固定資産台帳によると、ひろしま港湾として、建物2件（期末帳簿価額581万円）、建物附属設備4件（期末帳簿価額12万円）、機械装置4件（期末帳簿価額0万円）、工具器具備品7件（期末帳簿価額1,527万円）、ソフトウェア1件（期末帳簿価額426万円）の固定資産を出島コンテナターミナル（広島港国際コンテナターミナル）で保有している。

また、建物7件（期末帳簿価額4億511万円）、建物附属設備19件（期末帳簿価額1,956万円）、構築物11件（期末帳簿価額847万円）、工具器具備品1件（期末帳簿価額1万円）の固定資産を広島港新国際C F Sで保有している。

この他リース資産として、トランスファークレーンや車輛運搬具、管理システムなども保有している。

一方で、県有備品一覧には、保管先として広島港国際コンテナターミナル他となっている風向風速計のみ記載がある。

出島コンテナターミナルでは、3機のガントリークレーンを有し、ターミナル面積は114,900㎡と広大である。隣接する広島港国際C F Sは約3.8haの敷地を有し、荷さばき地及び2棟の事務所棟があり、屋根には太陽光発電施設を設置している。

出島コンテナターミナルは平成15年に完成しており、20年程度経過しているが、特に施設の老朽化は見られなかった。

7 現場視察（本社）

令和4年10月25日に本社の現場視察を行った。

本社で保管している販促品等の貯蔵品在庫及び固定資産について管理状況のヒアリング及びサンプリングによる実査を行った。これらの手続の結果、会社の貯蔵品及び固定資産は適切に管理されており、問題事項は発見されなかった。

販促品については、社会科見学に来る児童向けのものに加え、ポートセールスに利用する文房具等を管理している。近年は、社会情勢等を踏まえ、単価が高額なポートセールス用の貯蔵品の新規購入は差し控えており、過剰在庫等も見られなかった。

現金、預金証書、郵便切手、収入印紙等に加え、会社が管理している駐車券及び海田大橋の通行券について管理状況のヒアリング及び実査を行った。また、金庫の管理状況のヒアリ

ング及び金庫内の観察も実施した。これらの手続の結果、会社の現金及び現金同等物等については、適切に管理されており、問題事項は発見されなかった。

8 課題・問題点（自社所有固定資産の实地棚卸について）

経理規程では、毎期末又は随時に有形固定資産の現状につき調査し、その過不足・要修理の如何につき各カンパニーの会計責任者に報告しなければならないとされている。ところが実務では、償却資産申告前と決算期、施設等の改装や修繕があった場合に、固定資産となっているものに変動がないか、各事務所に調査依頼をすることで異動を把握している。

この点、保有する固定資産が網羅的に固定資産台帳に記録されていることを確認するためには、固定資産の変動のみの把握ではなく、全件の实地棚卸が必要であり、定期的を実施することが望ましい。なお、リース資産については、リース契約書等も同時に確認し、資産計上すべきものか否かも併せて検討することが必要である（【意見】自社所有固定資産の实地棚卸）。

9 問題点（リース資産の減価償却方法が明示されていない）

経理規程57条において減価償却方法が規定されているが、リース資産に係る減価償却方法については記載がされていない。ひろしま港湾では、所有権移転外ファイナンス・リース⁹⁵について、リース期間定額法⁹⁶を採用している。リース資産については、自己資産と異なる減価償却方法を採用することも認められており、定額法以外の減価償却方法を採用する余地もある。そのため、リース資産についても、経理規程において、減価償却方法を明示することが望まれる（【意見】リース資産の減価償却方法が明示されていない）。

10 課題・問題点（固定資産の判定に係る耐用年数や金額基準の明示がない）

経理規程45条において、固定資産について資産種別（建物や工具器具備品など）で例示列挙されているが、一定金額以上を固定資産とするかといった、金額的な基準が定義されてい

⁹⁵ ファイナンス・リース取引とは、リース契約に基づくリース期間の中途において当該契約を解除することができないリース取引又はこれに準ずるリース取引で、借手が、当該契約に基づき使用する物件（以下「リース物件」という。）からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じるコストを実質的に負担することとなるリース取引をいう。ファイナンス・リース取引は、リース契約上の諸条件に照らしてリース物件の所有権が借手に移転すると認められるもの（以下「所有権移転ファイナンス・リース取引」という。）と、それ以外の取引（以下「所有権移転外ファイナンス・リース取引」という。）に分類される。ファイナンス・リース取引については、通常売買取引に係る方法に準じて会計処理を行う。

⁹⁶ リース資産の減価償却をリース期間に亘って均等に実施する方法

なかった⁹⁷。この点、会社担当者に確認したところ、耐用年数1年以上、取得金額20万円以上の資産について固定資産として管理をしているとのことであった。

耐用年数や金額を基準とした固定資産の判定は、会計処理上、重要な定義であるため、経理規程や細則等で明示することが望まれる（【意見】固定資産の判定に係る耐用年数や金額基準の明示がない）。

11 問題点（除却資産に係る注記誤り）

下記に示す通り、計算書類における貸借対照表に関する注記に記載されている、有形固定資産の減価償却累計額に記載された金額と、固定資産台帳等（「リース資産台帳」及び「固定資産台帳兼減価償却計算書」）における償却累計額の合計値とが一致していなかった。

| 資料名 | 項目 | 金額 |
|----------------|----------------|----------------|
| 第32期事業報告書 | 有形固定資産の減価償却累計額 | 1,331,040千円 |
| リース資産台帳 [明細表] | 償却累計額（会計） | 397,521,853円 |
| 固定資産台帳兼減価償却計算書 | 【有形固定資産】償却累計額 | 933,467,086円 |
| 台帳小計 | | 1,330,988,939円 |

当該差異の内容は、除却済の資産（工具器具備品 5053-02）の減価償却累計額51,190円を誤って含めて記載したため、計算書類注記を作成する際に、固定資産台帳の参照箇所を誤り、その後の上席者等によるチェックでも検出されなかったことにより生じたと思われる。上長等による再計算・再突合の実施や、計算書類作成フローチャート又はチェックリストの導入等により、再発防止に努める必要がある（【指摘】除却資産に係る注記誤り）。

12 課題・問題点（リース資産台帳の削除漏れ）

リース資産台帳に期首帳簿価額が0円の資産が計上されていた。いずれも前期末までに償却が済んでいる資産であったが、これらの資産の現状を確認したところ、リース終了により物件を返却したにもかかわらず台帳からの削除を失念したもの、又は、リース終了後再リースにより物件を継続保有しているため台帳に計上し続けているものである、との回答を得た。

⁹⁷ 第52条で、固定資産の取得金額は法人税法の規定を十分考慮する旨の規定があるにとどまっている。

| 資産区分 | 資産コード 資産名 | 取得価額 | 償却累計額 (会計) | 台帳記載の理由 |
|-----------|-------------------------------------|-------------|---------------|---------|
| 車両運搬具 | R005 トヨタエンジンフォークリフト | 8,934,000円 | 8,934,000円 | 再リースのため |
| 工具、器具及び備品 | R006-01 広島港国際CTオペレーションシステムHiDECS | 51,900,000円 | 51,900,000円 | 削除失念 |
| 工具、器具及び備品 | R011-01 マリーナ管理システム ハード | 3,137,000円 | 3,137,000円 | 再リースのため |
| 工具、器具及び備品 | R013-01 港湾管理システム ハード | 7,911,200円 | 7,911,200円 | 再リースのため |
| 合計 | | 71,882,200円 | 71,882,200円 | |

削除失念は契約期間のトレースや契約書の確認により防げた明らかなミスであり、再発防止に努める必要がある。

ひろしま港湾では、計算書類において、減価償却累計額を取得金額から直接控除して表示する直接法によっている。この場合、注記情報として減価償却累計額を表示することが求められるが、計算書類の貸借対照表注記に記載されている有形固定資産の減価償却累計額に、上記削除失念分を含めており、誤った記載となっている。

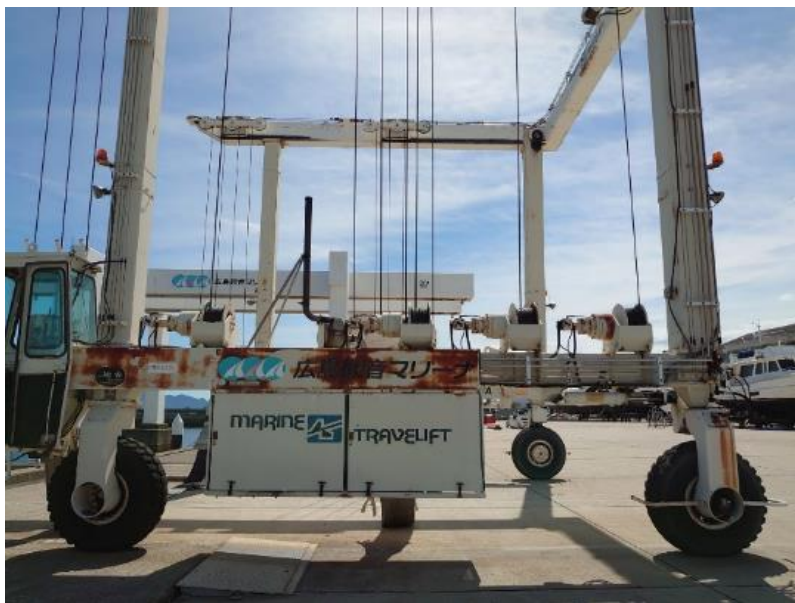
また、再リースで当該資産を使用し続けているため、リース資産台帳に記載されているものについては、再リースとなった時点でリース資産台帳から削除すべきではないかと思われる。同一のリース物件を使用し続けていることを会計上反映させるという意味においては、当初のリース契約が終了しても、再リース契約によりリース物件を返却しないのであれば、除却処理を行わずに台帳上残し続けるという考えにも一理ある。しかし、当初のリース契約と再リース契約は別の契約と考えられ、再リースした場合、当初のリース契約は終了し、リース終了の会計処理をすべきではないかと考える（【指摘】リース資産台帳の削除漏れ）。

13 課題・問題点（県有備品の管理について）

ひろしま港湾が管理している県有備品について、現物が確認できない資産が発見された。県有備品一覧を閲覧し、取得から10年以上経過している資産（下表番号1～4）について現物の状況を確認したところ、以下の回答を得た。

| 番号 | 品名 | 取得年月日 | 取得金額 | 現状 |
|----|-----|------------|---------|---|
| 1 | 会計機 | H16. 3. 24 | 190,000 | 現在使用していない。 現地確認を実施したが確認ができなかった。 |
| 2 | 計算機 | H19. 9. 19 | 170,000 | 最近まで使用していたが故障したため、令和4年9月末に新しい機器と入替を実施する予定。 |
| 3 | 印字機 | H20. 2. 8 | 126,400 | 現在使用していない。 現地確認を実施したが確認できなかった。 平成22年、海田大橋にETCが導入された際に料金收受システム機器一式を料金收受業者が更新した際に廃棄処分されたものの備品一覧からの削除漏れ。 |
| 4 | ラック | H22. 3. 3 | 348,300 | 現在も使用している。 |

また、観音マリーナの現地視察の際に、県有備品であるにもかかわらず、県有備品一覧に記載のない資産が見られた。当該資産は、平成8年の観音マリーナ供用開始前に県で購入した資産であるとのことだが、当初受け入れた段階から一覧には計上されていなかったものである。



県有備品については、管理を委託されているものであり、県有備品一覧と現物とは一致している必要がある。県有備品一覧と現物の照合は異動のあった場合だけでなく、全件実施し、不整合の生じない管理体制を構築する必要がある（【指摘】県有備品の管理について）。

14 問題点（県有備品へのシール貼付漏れ）

県有備品については、県との契約において、一覧表を備え、ラベルを貼付する等により、ひろしま港湾所有の備品と区別しなければならない旨規定されている。ところが、現場視察にて備品シール等の貼付がなく、客観的に県有備品とひろしま港湾所有備品とが区別できる状態にない資産（上記リフト等）が発見された。

シール貼付漏れの原因は、県と当初契約開始時、又は、県有備品取得時の貼り忘れであるが、以後においてシールの貼付け状況を定期的に検査していないことに体制上の不備があると考えられる。

県有備品の定期的な棚卸時においてシールの貼付け漏れがないかを同時に検査する体制を設け、契約に沿った物品の管理を徹底する必要がある（【指摘】県有備品シール貼付漏れ）。

15 問題点（一括償却資産の固定資産台帳記帳漏れ）

取得金額が20万円未満であるものを取得し、事業供用した場合に、一括償却資産として3年間にわたり均等償却する方法が法人税法上認められており、ひろしま港湾でも当該一括償却資産を保有している⁹⁸。

ひろしま港湾では、一括償却資産を少額消耗工具器具備品費で費用処理し、固定資産台帳に記載していないが、経理規程55条第2項では、「固定資産台帳には、正規の簿記の原則により生じた簿外資産も含めるものとする」と規定されている。一括償却資産が当該規程に該当するものと考えられるが、固定資産台帳に記載されておらず、規程に即した対応がなされていない。

この点、「正規の簿記の原則により生じた簿外資産」は一括償却資産以外にも存在するが、重要性が低いとして例外的な処理が認められ、簡便的な取扱いが許容されている。そのような資産についてまで原則的な台帳での管理を求めるとするのは、簡便的な取扱いが許容されている点といささか不整合な点もある。

これを機会に、今後の取扱いを整理し、経理規程に従った固定資産台帳の記帳を徹底する必要がある（【指摘】一括償却資産の取扱いが経理規程と整合していない）。

⁹⁸ 平成31年4月から令和4年3月の3年間に取得した一括償却資産は、合計4,432千円である。

16 指摘及び意見

(1) 【意見】 自社所有固定資産の实地棚卸

経理規程では、毎期末又は随時に有形固定資産の現状につき調査し、その過不足・要修理の如何につき各カンパニーの会計責任者に報告しなければならないとされているにもかかわらず、実務では固定資産となっているものの異動の有無の把握に止まっている。

この点、保有する固定資産が網羅的に固定資産台帳に記録されていることを確認するためには、固定資産の変動のみの把握ではなく、全件の实地棚卸が必要であり、定期的の実施することが望ましい。

(2) 【意見】 リース資産の減価償却方法が明示されていない

経理規程において減価償却方法が規定されているが、リース資産に係る減価償却方法については記載がされていないため、明示することが望まれる。

(3) 【意見】 固定資産の判定に係る耐用年数や金額基準の明示がない

経理規程において、固定資産につき資産種別（建物や工具器具備品など）で例示列挙されているが、耐用年数や金額を基準とした定義がされていなかった。耐用年数や金額を基準とした固定資産の判定は、会計処理上、重要な定義であるため、経理規程や細則等で明示することが望まれる。

(4) 【指摘】 除却資産に係る注記誤り

計算書類における貸借対照表に関する注記に記載されている、有形固定資産の減価償却累計額について、除却資産分を含めて記載する誤りがあった。

正確な計算書類の作成を確実にするため、上長等による再計算・再突合の実施、計算書類作成フローチャート又はチェックリストの導入等により、再発防止に努める必要がある。

(5) 【指摘】 リース資産台帳の削除漏れ

リース資産台帳に削除を失念したものが記載され続け、結果として計算書類の貸借対照表注記に記載されている有形固定資産の減価償却累計額に誤りが認められる。

削除失念は契約期間のトレースや契約書の確認により防げた明らかなミスである。

また、再リースで当該資産を使用し続けているため、リース資産台帳に記載されているものがあったが、再リースとなった時点でリース資産台帳から削除すべきではないかと思われる。

リース契約終了時のリース資産台帳への反映方法を改めて整理するとともに、決算前にリース資産台帳にリースが終了した資産等が残されていないか再度確認する体制を整備すべきである。

(6) 【指摘】 県有備品の管理について

ひろしま港湾が管理している県有備品について、現物が確認できない資産が発見された。また、観音マリーナの現地視察の際に、県有備品であるにもかかわらず、県有備品一覧に記載のない資産が検出された。

県有備品については、管理を委託されているものであり、県有備品一覧と現物とは一致している必要がある。県有備品一覧と現物の照合は異動のあった場合だけでなく、全件実施し、不整合の生じない管理体制を構築する必要がある。

(7) 【指摘】 県有備品シール貼付漏れ

県有備品については、県との契約において、一覧表を備え、ラベルを貼付する等により、ひろしま港湾所有の備品と区別しなければならない旨規定されているが、備品シール等の貼付がない資産が発見された。

県有備品の定期的な棚卸時においてシールの貼付け漏れがないかを同時に検査する体制を設け、契約に沿った物品の管理を徹底する必要がある。

(8) 【指摘】 一括償却資産の取扱いが経理規程と整合していない

ひろしま港湾では、一括償却資産を少額消耗工具器具備品費で費用処理し、固定資産台帳に記載していないが、経理規程では、「固定資産台帳には、正規の簿記の原則により生じた簿外資産も含めるものとする」と規定されている。

一括償却資産が当該規程に該当すると考えられるが、経理規程に従った対応が取られていない。これを機会に今後の取扱いを整理し、経理規程に従った固定資産台帳の記帳を徹底する必要がある。

第25 債権回収（ひろしま港湾）

1 概要

ひろしま港湾が指定管理者として管理している施設において、使用者から利用料金や売掛金を回収する場面については、令和2年6月15日付で「マリーナ施設等利用料金徴収・売掛金回収規程」（以下「徴収・回収規程」という。）が制定され、同規程に基づき債権管理や回収業務がなされている。

徴収・回収規程の附則は、新規に回収業務を担当する職員への教育（2条）、半期に1回以上の内部監査の実施が定められている。

令和3年度の監査の実施につきひろしま港湾に問い合わせたところ、令和3年度の状況を監査し、以下述べる、県定例監査の措置状況報告として県に報告したとのことであった。

2 徴収・回収規程制定の経緯

令和元年度の県監査委員による定例監査において、利用料の長期未納への対応についての監査結果が出され、それに対する措置の内容の1つとして徴収・回収規程が制定された。

監査結果と措置の内容（令和2年度報告分）は以下の表のとおりである。

| 令和元年度 監査結果（改善を求める事項） | | | | |
|---|------------------|--------------------------|--------------------|-------------------------------------|
| 【長期未納（過年度分）について】 | | | | |
| 次の施設の利用料において、長期未納（過年度分）となっているものがあった。債権者等の状況を把握し、徴収促進に努める必要がある。 | | | | |
| 施設区分 | | 長期未納（過年度分） [監査日現在確認分] | | 参考 前回監査時 [平成28年12月] |
| 広島地域マリーナ施設 | 廿日市ポートパーク | 15人 | 1,946,430円 | 0人 0円 |
| | 五日市プレジャーボートスポット | 2人 | 171,000円 | 0人 0円 |
| 措置の内容（令和2年度報告分） | | | | |
| 【原因】 利用料徴収の事務処理において、未納者への督促規程が未整備となっており、担当者、担当責任者ともに債権回収業務への取組が不十分であった。 | | | | |
| 【措置内容】 監査後からは緊急対策として、担当者及び担当責任者を交代し、部門トップが対応にあたり、集中して未納者への連絡を行い、回収にあたりとともに、令和2年6月15日に督促規程を整備した。 また、担当者及び担当責任者に対して、債権回収業務に係る教育を実施中である。 | | | | |
| 区分 | 未納額 (令和2年9月末) | 全額納入額 (令和2年9月末) | 部分納入額 (令和2年9月末) | 不納欠損処分額 ^(※) (令和2年9月末) |
| 廿日市ポートパーク | 6人 879,150円 | 9人 1,047,280円 | 1人 20,000円 | |
| 五日市プレジャーボートスポット | 1人 108,000円 | | | 1人 63,000円 |
| 合計 | 7人 987,150円 | 9人 1,047,280円 | 1人 20,000円 | 1人 63,000円 |
| (※) 貸倒引当金として処理を行った。 | | | | |
| なお、未納者7名については、代理人弁護士に委託して、債権回収訴訟を準備している。 | | | | |

県監査委員事務局「令和元年度 定例監査の結果に基づく措置状況」より

3 債権回収の現状

外部監査人がひろしま港湾に対し、現在の長期営業債権の回収状況を確認したところ、『マリーナカンパニーの利用契約者のうち長期滞納者（不法占有を含む）への債権回収を顧問弁護士に依頼し回収を進めた。令和3年度期首長期営業債権残高1,418,107円のうち、和解

7件計771,876円を回収し、支払不能判決2件計293,040円は貸倒引当金を充当した。現在残っているのは観音マリーナ滞納者（死亡）1件であるところ、令和4年年度に相続人が決定したのでこれから債権回収額の確定に入る。』との回答であった。

4 課題・問題点（回収業務の手続に係る規程内容が柔軟性を欠く）

徴収・回収規程によれば、未納者への対応について、支払期限からの経過日数に応じて、①督促（10日経過後、18条）、②未納使用料管理簿の作成（1か月経過後、19条）、③長期未済者への対応（2か月経過後の係船写真撮影や8か月／10か月経過後の勧告書送付等、20条）、④民事訴訟の提起等（1年経過後、21条）という、段階的な対応をすることが定められている。

対応内容につき具体的な対応方法及び対応すべき時期を示して規定することは、基本的には、適切な対応をするために望ましいものである。

もともと、時期が明確に規定されているがために、柔軟性を欠く面は否定できない。

例えば、未納者の経済状況の急激な悪化や所在不明等の事態が発生した場合には、10か月の経過を待たずに法的対応（訴えの提起や保全申立て等）をすべき場合もある。

県とも協議の上、このような例外的な対応をすべき場合もあることを、徴収・回収規程に規定の上、局内で周知すべきではないか（【意見】債権回収における迅速柔軟な対応）。

5 課題・問題点（指定管理業務以外の債権回収に係る規程がない）

徴収・回収規程は、指定管理施設の利用料金・売掛金を対象としている。

それ以外の債権・利用料金の徴収や回収に係る内部規程がないのかをひろしま港湾に問い合わせたところ、①（同社の債権ではないが）ポートカンパニーの徴収、収納事務は広島県との「一般港湾施設使用料徴収事業委託契約書」の港湾使用料未納者に対する事務手続要領に沿って延滞督促事務を行い、1年以上経過したものは県に引き継いでいる、②コンテナカンパニーには規程がないことから、同規程を全社の債権等を対象とする形に改正することを検討する、との回答であった。

この点、特に、コンテナカンパニーの債権は、特定の業者への大口の債権が多く、延滞等も発生していない。しかし、大口の債権であることから、一度延滞等が発生した場合には、ひろしま港湾の損害も大きくなることが予想される。したがって、指定管理業務以外のひろしま港湾の債権回収についても、徴収・回収規程と同様の規程を整備するなどの対応をすべきである（【意見】指定管理業務以外の債権回収に係る規定がない）。

6 意見

(1) 【意見】債権回収における迅速柔軟な対応

徴収・回収規程において、未納者への対応につき、対応すべき時期が明確に規定されているがために、柔軟性を欠く面を否定できない。

状況に応じて、時期を待たずに法的対応をすべき場合もあると考えられるため、県とも協議の上、例外的な対応をすべき場合もあることを、徴収・回収規程に規定の上、局内で周知すべきではないか。

(2) 【意見】指定管理業務以外の債権回収に係る規定がない

徴収・回収規程は、指定管理施設の利用料金・売掛金を対象としているが、指定管理業務以外のひろしま港湾の債権回収についても、徴収・回収規程と同様の規程を整備するなどの対応をすべきである。

第26 委託・工事等契約（ひろしま港湾）

1 調査の概要

主に、契約の相手方の選定手続（入札等）から契約締結までに着目し調査を行った。

具体的には、執行規程をはじめとする社内規定を確認したほか、ひろしま港湾が用意している契約書の雛形等の書式を確認した。

個別の入札等手続については、令和3年度分の委託・工事等契約のうち、予定価格が100万円以上の業務委託契約及び予定価格が250万円以上の工事契約について、業務・工事名、契約の相手方、契約金額、契約の方法（入札等）、入札等への参加者数、契約後の変更割合の一覧を確認するなどした。

随意契約については、必要に応じて、随意契約理由も確認した。

2 委託・工事等契約に関する社内規程、書式

(1) 適用される規程

ひろしま港湾では、「建設工事等執行規程」（以下「執行規程」という。）その他の社内規程により、建設工事・業務委託及び物品調達（以下これらをまとめて「工事等」という。）の手続等を定めている。

(2) 契約者の決定方法

工事等の契約者は、原則として一般競争入札（事後審査型）によるものとし、社長が認めるときは、一般競争入札（事前審査型）、指名競争入札、随意契約等の方法によることができるとしている（執行規程6条1項）。

随意契約の方法によることができる場合についても定めがなされている（同規程6条2項,3項）。随意契約理由として、「競争に付することが不利と認められるとき」（同2項1号）、「契約の性質又は目的が競争に適さないとき」（同2項2号）、「第5条に定める応急工事等のとき」（同2項3号）、「契約に係る予定価格が少額（250万円を超えない工事、100万円を超えない業務委託など）であるとき」（同2項4号,3項）などを定めている。

随意契約を締結する場合には、原則として2者以上から見積書を徴取しなければならないが、工事及び委託の予定価格が100万円未満のときや、履行可能な者が1者しかいないなどの理由により社長がやむを得ないと認めたときは、1者のみからの見積書の徴取が例外的に許容されることとなっている（同規程6条4項）。

(3) 契約手続

契約を締結する際は、原則として、相手方決定の日から5日以内に、その履行に関し必要な事項を記載した契約書を締結しなければならないとしている。ただし、随意契約において請負金額が150万円未満であるときは、契約書の作成に代えて発注書または注文書及び請書をもって処理できるとしている（執行規程19条1項）。

契約書（委託契約書、工事請負契約書）の雛形も作成している。

(4) 入札に関する情報の公表

① 入札の通知（公告）

一般競争入札（事前審査型又は事後審査型）により契約を締結しようとするときは、その入札期日の前日から起算し、少なくとも10日前にひろしま港湾のホームページへの掲示⁹⁹その他の方法により、所定の事項（競争入札に付する事項／現場説明の場所及び日時／入札を執行する場所及び日時／入札保証金に関する事項等）につき公告を行うものとしている（執行規程10条1項）。

② 入札終了後の情報の公表

「入札に関する情報の公表に関する規程」を定めている。

⁹⁹ https://www.h-port.co.jp/order/public_notice.html

一般競争入札または指名競争入札を終了したときは、すみやかに、所定の事項（工事名、業務名又は調達物品名／工事場所、業務場所又は納入場所／入札の日時・場所／入札および契約の方法／入札者や落札者の商号又は名称及び入落札金額等）を公表することとしている。

公表の方法は、閲覧に供する方法（本社、福山営業所及び観音マリーナ）により行うこととしている。加えて、一般競争入札についてはひろしま港湾ホームページへの掲示による公表¹⁰⁰も行っている。

3 個別の入札等手続（令和3年度）の概要

(1) 契約の概況

各カンパニーでの契約の概況は以下のとおりである。

① ポートカンパニー

清掃・植栽・警備・設備保守等の業務委託契約や維持修繕に係る工事契約を締結している。

② コンテナカンパニー

港湾運営会社事業、自主事業のそれぞれにつき、消耗品交換、清掃等に係る委託契約や維持修繕に係る工事契約を締結している。

③ マリーナカンパニー

警備・清掃・保守点検等の業務委託契約や修繕・交換等の工事契約を締結している。

(2) 入札等手続について

① 一般競争入札

設定した低入札価格調査基準価格よりも入札額が低額の場合の低入札価格調査制度を定めているが、令和3年度に低入札調査を実施した契約はなかったとのことであった。

② 随意契約

随意契約理由は、予定価格が少額であること以外では、「契約の性質又は目的が競争に適さないとき」（執行規程6条2項2号）を理由とするものが多くみられた。

見積書を1者のみから徴取したのは、予定価格が100万円未満の場合（執行規程6条4項(1)）のみであり、それ以外で1者のみから聴取した案件はないとのことであった。

¹⁰⁰ <https://www.h-port.co.jp/order/results.html>

随意契約で2者以上の見積がなされている契約で、見積額が最低額ではない業者以外と契約した事案はないとのことであった。

4 問題点（契約書ひな形の内容の不備、不足がみられる）

ひろしま港湾では、契約書の雛形を用意しており（管理委託契約書／建設工事請負契約書）、契約相手とは同雛形を基礎に調整の上契約を締結している。

しかし、同雛形を見ると、①契約相手方が反社会的勢力の場合に契約を解除等する旨の条項（いわゆる反社条項）がない（管理委託契約書）、②合意管轄の定めがない（管理委託契約書／建設工事請負契約書の双方）、との2点で問題が見られる。

①について、ひろしま港湾によると「反社会的勢力の排除に関する誓約書」を、入札後契約前の段階で、一部の取引先（県の入札参加資格を有していない取引先）のみ徴取しているとのことである。

しかし、契約締結前に契約相手方が反社会的勢力でないことの確認をしていたとしても、契約締結後に問題が生じた場合などを手当するためには、管理委託契約書の中に反社条項を入れるべきである。

②については、契約相手方との間で紛争が生じ訴訟となる場合に備え、あらかじめ契約締結時に管轄の合意をしておくことが有益である（【指摘】契約書ひな形の内容の不備、不足）。

5 課題・問題点（一般競争入札への参加者が1者のみの契約が多くみられる）

一般競争入札手続を採用した契約において、1者のみが入札した案件が多数見られる。

一般競争入札に付しても、参加者が1者のみにとどまった場合、入札手続により十分に競争性を図ることができないことから、仕様や入札手続の工夫などにより、入札参加者を増やす取り組みが重要である。

特に、ひろしま港湾は、指定管理者や港湾運営会社などの事業を通じて、県との関わりが深いことから、同社が入札手続の結果が、県の契約に事実上影響する可能性があるとの観点からも、一般競争入札への参加者を増やすことが重要である。

その一例として、ベイサイドビーチ坂（ひろしま港湾が指定管理）の管理業務につき、ひろしま港湾が一般競争入札（参加者1者のみ）の上で業者と委託契約しているが、県（港湾振興課）が同契約と関連の強い委託契約（ベイサイドビーチ坂・親水公園緑地駐車場徴収業務）を、業務の性質上指定管理者が自ら実施あるいは再委託によることが難しく、かつ指定管理者（ひろしま港湾）が委託した業者と契約することが妥当であるとして、施行令167条の2第2号を理由に同じ業者と随意契約で委託した事例があった（県が随意契約を取ったこ

と自体は妥当と考えられる)ことを記載しておく(【意見】一般競争入札への参加者が1者のみの契約が多くみられる)。

6 問題点(仕様書と契約書との齟齬)

業務委託契約の中で、仕様書では業務の月毎の実施状況を四半期ごとにとりまとめ、四半期末の翌月10日までに報告するとしている一方、契約書では毎月の報告(当月10日までに前月分を報告)をすると定めている案件があった。

業務の実施状況の報告は、契約の履行状況の確認時期や委託料の支払時期に影響するものであるから、仕様書での記載と契約書での定めが異なっていることは適切ではない(【意見】仕様書と契約書との齟齬)。

7 指摘及び意見

(1)【指摘】契約書ひな形の内容の不備、不足

ひろしま港湾では、契約書の雛形を用意しており(管理委託契約書/建設工事請負契約書)、契約相手とは同雛形を基礎に調整の上契約を締結している。

しかし、同雛形を見ると、①契約相手方が反社会的勢力の場合に契約を解除等する旨の条項(いわゆる反社条項)がない(管理委託契約書)、②合意管轄の定めがない(管理委託契約書/建設工事請負契約書の双方)、との2点で問題が見られる。

契約締結前に契約相手方が反社会的勢力でないことの確認をしていたとしても、契約締結後に問題が生じた場合などを手当するためには、管理委託契約書の中に反社条項を入れるべきである。また、契約相手方との間で紛争が生じ訴訟となる場合に備え、あらかじめ契約締結時に管轄の合意をしておくことが有益である。

(2)【意見】一般競争入札への参加者が1者のみの契約が多くみられる

一般競争入札手続を採用した契約において、1者のみが入札した案件が多数見られるが、参加者が1者のみでは、入札手続により十分に競争性を図ることができない。

ひろしま港湾は、指定管理者や港湾運営会社などの事業を通じて、県との関わりが深いことから、同社の入札手続の結果が、県の契約に事実上影響する場合があるとの観点からも、一般競争入札への参加者を増やすことが重要である。

(3)【意見】仕様書と契約書との齟齬

業務委託契約の中で、業務の月毎の実施状況報告につき、仕様書では四半期ごとにとりまとめて報告、契約書では毎月報告と定めている案件があった。

業務の実施状況の報告は、契約の履行状況の確認時期や委託料の支払時期に影響するものであるから、仕様書での記載と契約書での定めが異なっていることは適切ではない。

第27 システム（ひろしま港湾）

1 ひろしま港湾で使用しているシステムの概要

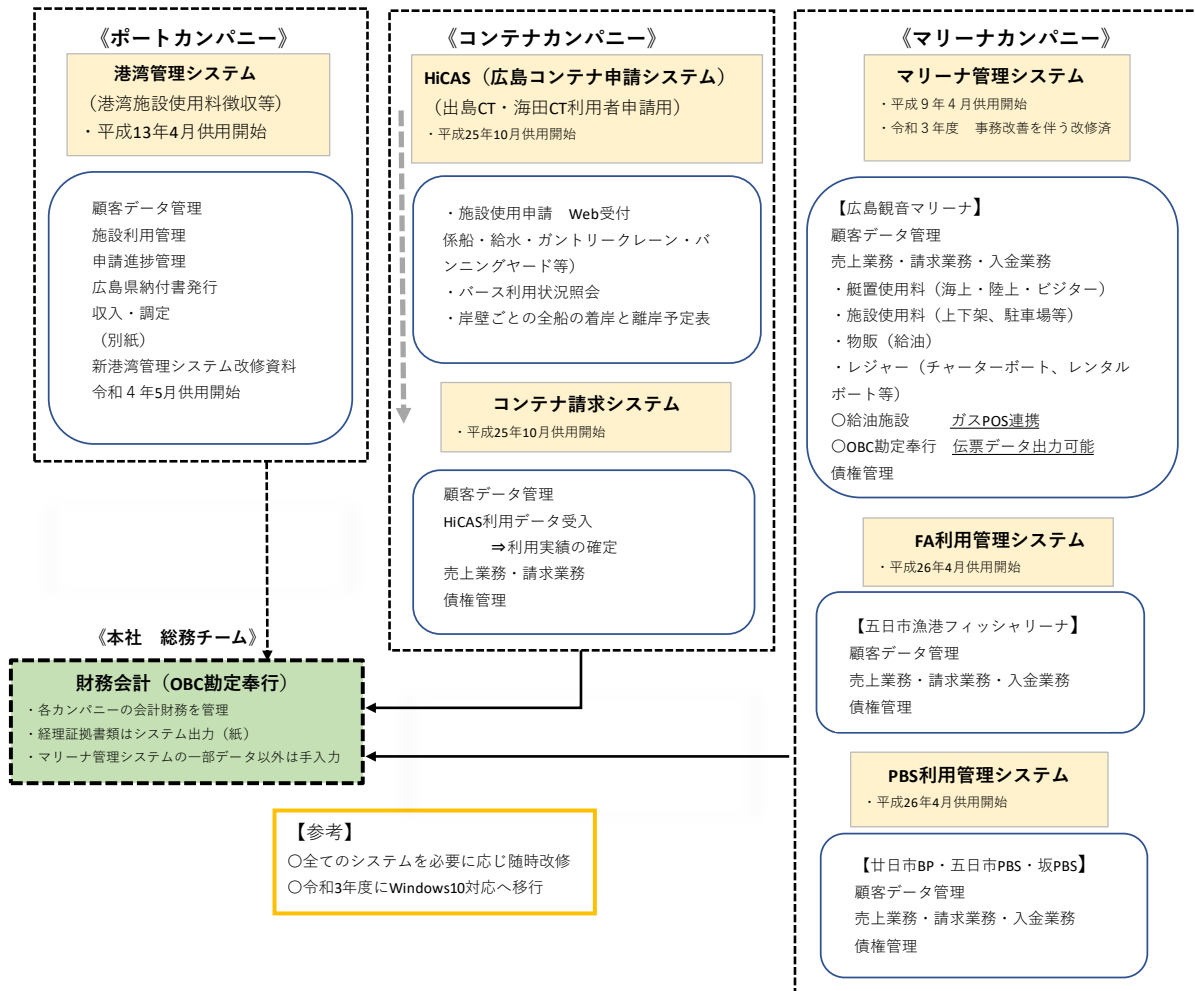
ポートカンパニーでは港湾施設使用料徴収のための『港湾管理システム』を、コンテナカンパニーでは利用者申請等のための『広島コンテナ申請システム（HiCAS）』と『コンテナ請求システム』を、マリーナカンパニーでは顧客・業務管理等のための『マリーナ管理システム（観音マリーナ）』、『FA利用管理システム（五日市フィッシャリーナ）』、『PBS利用管理システム（廿日市BP他）』を主に利用している。また、会計財務管理については、本社総務チームでOBC勘定奉行の『財務会計』を利用している。

過去より重要な障害等は発生していないとのことだが、開業時から利用しているなど全体的に古いシステムが多かった。しかしながら、老朽化に対応するため、令和3年度にWindows10へ対応し、令和4年2月にマリーナカンパニーのシステムを、同年5月にポートカンパニーのシステムを刷新した。その他、グループウェアの導入やサーバーの更新等も行っている。

運用については、個人ごとにIDを付与し、3ヶ月ごとに自動通知を実施、パスワード変更している。毎日、本社サーバーにデータのバックアップを実施するとともに、障害対応等のため別拠点のサーバーにもバックアップを実施している。

㈱ひろしま港湾管理センターシステム概要図

令和4年7月 総務チーム



第28 防災・BCP (ひろしま港湾)

1 対応体制の整備状況

ひろしま港湾では、内部規程として「危機管理マニュアル」を策定している(ポート・コンテナカンパニー版と、マリナーカンパニー版の2種類)。

また、「防災勤務時における勤務条件等の取扱要領」「当会社管理施設などで事故・事件が発生した場合の対応について」などの規程も策定している。

危機管理マニュアルは、全職員に回覧すると共に、電子データでも閲覧できるよう共有している。

危機管理マニュアルに基づく訓練等の実施状況について、社内での訓練は実施していない。県その他関係機関との間では、BCP情報伝達訓練（「第17 防災・BCP」参照）や保安事案発生時の情報連絡訓練を実施している。

2 課題・問題点（港湾BCPの改善のための関係機関との連携）

「第17 防災・BCP」で述べたように、広島港、福山港及び尾道糸崎港につき県が主導して港湾BCPが策定されているが、訓練の種類、内容、研修の検証等に不十分な点が見られる。

ひろしま港湾は、上記3港の管理において、指定管理者・港湾運営会社等の立場から重要な役割を担っており、訓練がより充実したものとなるよう、訓練への協力はもちろん、同社の立場から改善意見を述べるなど、県や当該BCP協議会、その他関係機関と積極的に連携していく必要がある（【意見】港湾BCPの改善のための関係機関との連携）。

3 意見

(1) 【意見】 港湾BCPの改善のための関係機関との連携

広島港、福山港及び尾道糸崎港の港湾BCP（県が主導して策定）における訓練の種類、内容、研修の検証等に不十分な点が見られる。

ひろしま港湾は、上記3港の管理において、指定管理者・港湾運営会社等の立場から重要な役割を担っており、訓練がより充実したものとなるよう、訓練への協力、改善意見を述べるなど、県や当該BCP協議会、その他関係機関と積極的に連携していく必要がある。

第29 包括外部監査の県全体への活用方法の検討

1 検討の経緯

県の包括外部監査に関して、当方は、平成29年度から令和2年度までの4年間補助者を務め、令和3年度と本年度の2年間については責任者として関与した。

複数年にわたり包括外部監査に関与してきた結果、同様の指摘事項や意見などが複数回検出されることがあることに気付き、検出事項は監査対象となった局や団体特有の問題ではなく、往々にして複数の部局や団体が同様の問題を抱えていると感じた。

包括外部監査については毎年度改善が図られ、効果が高まってきているが、指摘や意見などが活かされるのは、監査対象部局や団体に限定されるのが一般的である。しかし、検出された問題が特定の部局や団体に限定されるものではないことが想定されるのであれば、それらの検出事項を他の部局や団体にも生かしていくべきである。

包括外部監査は制度的にすべての部局や団体を対象にすることは現実的ではない。例えば、小規模な部局や団体は、一度も監査対象とならないことも想定される。包括外部監査で得た気付きを他の部局や団体にも生かすことができれば、一度も監査対象とならないような部局や団体にも展開することができ、包括外部監査制度の不足をカバーできる。

もっとも、他の部局や団体に生かすと言っても、それを実現することは容易なことではない。そこで、本監査において提示した指摘や意見を他の部局や団体に生かす方法について、一つの案を提示したい。

その方法は検出された課題・問題点のチェックリスト化である。検出された問題点などをチェックリストにすれば、当該チェックリストを基に各部局や団体が自組織の問題点の有無を確認できる。そうすることで、自組織を見直す機会となり、問題の予防や早期の発見・改善に繋げていくことができるのである。

県においては、監査委員事務局による監査において、過去から「委託契約等チェックリスト」「随意契約理由等チェックリスト」「出資法人監査チェックリスト」などのチェックリストを作成し、監査手続に活用しており、同様の試みが取られている。「随意契約理由等チェックリスト」については具体的な記述もあり、今回監査人が作成したチェックリストと同様と思われるところもある。しかし、それらのチェックリストは包括外部監査における指摘や意見を主眼に作成されたものではなく、今回の提案は現状の試みの質向上に資するものであり、他の団体が行っている監査にも生かすことができると考えている。

2 チェックリストの作成方法案

上述のとおり、包括外部監査の指摘・意見を他の部局や団体に生かす方法として、課題・問題点をチェックリスト化するという方法が考えられるが、課題・問題点をチェックリスト化するには、課題・問題点の一般化・抽象化が必要である。一般化・抽象化を行わないと監査対象部局や団体特有の事象となり他の部局や団体に生かすことができないからである。もっとも一般化・抽象化は容易ではない。一般化・抽象化は必要ではあるが、一方で一般化・抽象化しすぎると気付きに繋がらず、そのバランスが肝となる。

例えば、「第15 委託契約及び工事請負契約（地方機関分）」の「(3)【指摘】関連の薄い事業を追加する変更契約を実施している（144頁）」に対し、「保全施設費（公共事業）の契約につき、変更契約で改修費（公共事業）を追加している契約はないか」というチェックリストを作成したとすると、そのような案件が該当する部局や団体は限定され、他の部局や団体に生かすのが限定的となる。そのため、他の部局や団体にも該当しそうな形でチェックリスト化することが必要となる。

(3) 【指摘】関連の薄い事業を追加する変更契約を実施している

振興事務所の「国際拠点港湾広島港江波地区港湾海岸保全施設整備事業に伴う調査設計業務委託」の変更契約がなされているところ、用地測量に係る変更につき、令和3年度までに完了させる必要のある測量調査の発注手続きが漏れていることが判明したが、別個発注する時間的余裕がないため、変更契約により当初契約の受注業者に一緒に依頼したとのことであった。

しかし、本来事前に対応可能であった発注手続きが漏れていることが判明し緊急対応が必要となった事業につき、発注漏れとなっていた事実や原因を明らかにすることなく、関連の薄い事業へ、変更契約により追加するのは、近年出された公共工事の執行に関する通知により緩和された変更基準を前提に考えたとしても適切ではない。

しかし一方で、「第15 委託契約及び工事請負契約（地方機関分）」の「(2)【指摘】同種の案件を分割して1号随意契約としている（143頁）」に対し、「随意契約理由として合理的とは認められない契約がないか」というチェックリストを作成したとすると、抽象的過ぎて何をチェックすればいいか判断できない。すなわち、あまり抽象化しすぎると確認対象が広範になり、すべてを詳細に検討することが難しくなるため、結果的に具体的な確認をせずに形式的なチェックだけに終わることが想定される。もしくは、まともに対応しようとする膨大な時間と労力を使うことになり、効率的でなくなる。ある程度具体的にして焦点を絞れば、

その点だけを再確認するという意識も働き、また、具体的であるがゆえに気付きに繋がり、チェックリストが生きてくる。

(2) 【指摘】同種の案件を分割して1号随意契約としている

令和3年度の契約で、同じ地域で実施する同種の委託業務5件を、近接した時期に、随意契約により、同一の業者に発注している。1件当たりの契約額はいずれも100万円未満であるが、5件の契約額合計は100万円を優に超える。

過去の実績から、令和3年度も複数回の業務が実施され、総契約額が100万円を超えることが予想されたにもかかわらず、複数の100万円以下の随意契約について1号を理由に実施するのは妥当ではない。

具体的なチェックリスト内容になることにより、ものによっては当たり前のことを確認するチェックリストになることも想定されるが、その当たり前のことが盲点としてできていなかったことが外部監査において明らかにされたということである。今回の取組みは、外部監査で検出された課題・問題点を他へ展開し、他の部局や団体で同じ問題が生じないようにすることが目的であり、盲点として明らかにされた課題・問題点を他に展開するという意味では意義があるものとする。

効果的なチェックリスト運用を促す意味では、チェックリスト化の方向性を一定程度示す必要があると考えた。そこで、監査責任者として関与した2年間で検出された課題・問題点を基礎としつつ、補助者として関与した期間に検出された問題点や他県の包括外部監査を調査した際に把握した問題点も参考に、考えられるチェックリストの作成方法案を例示する。234頁以降を参照されたい。

なお、本作成方法案においては、チェックリスト化の方法を具体的に示す意図もあり、外部監査で提示したすべての指摘や意見などを基にチェックリスト化を試みた。しかし、今後、本取組みを実行していく上では効率性を考慮して、チェックリスト化の範囲を指摘事項に限定したり、他への展開がより有益と思われる指摘や意見などに限定したりすることも考えられる。チェックリストは単に数が多ければよいというものではない。チェックリストは組織を改善することが主目的であるが、むやみに範囲を広げるとチェックリストの作成自体が困難となるおそれがある上、形式的なチェックに繋がってしまう可能性もあるため、ポイントを絞って検討を行うなど、効果的な実施方法を検討していただきたい。

また、チェックリストの内容については、定期的な棚卸も必要である。棚卸を行わず、外部監査の度にチェックリスト項目を追加しては数が膨大になり、チェックリストの実施が多大な負担となりかねない。例えば、数年にわたってチェックリストを基に確認し、各部局や団体などで問題が検出されなくなったものは、当該チェックリストの内容が本質的に改善されたと判断し、チェックリストから除外していくことも考えられる。

今後もチェックリスト化の試みを継続していただけるのであれば、これらの点も考慮して取り組んでいただきたい。

3 チェックリストの活用案

チェックリストのチェック内容は「2 チェックリストの作成方法案」で示したとおりであるが、当該チェック内容をどのように確認・検証していくかも重要である。

県の監査委員事務局で現行使用しているチェックリストは、監査する側が実施するものとされており、監査される側の局・団体が検討するものとはなっていない。この点、実際に業務を行っている部局や団体の方が当然に、各部局や団体の業務を熟知している。

そのため、まずは監査委員事務局が主体となって全部局や団体に自らチェックさせることが必要で、少なくとも、全部局や団体にチェックリストの内容を周知・理解してもらうことが必要である。その上で、各部局や団体が実施したチェックリストの結果を基に、監査手続においてその妥当性を検証していくことが効果的である。

具体的なチェックリストの例は251頁以降を参照されたい。

4 チェックリスト作成方法例

| No | 章 | 包括外部監査 | チェックリスト | |
|----|---|--|---------|--|
| | | 検出された指摘・意見など | 項目 | 確認内容 |
| 1 | 6 | <p>(1) 【意見】 福山港・尾道系崎港における将来の長期構想の策定 福山港及び尾道系崎港について長期構想は策定されていない。 しかし、広島港の港湾計画改訂（平成31年3月）において、長期構想で取りまとめた広島港の将来像等を基礎に改訂がなされたように、港湾計画の改訂において、長期的視野（概ね30年後）に立った構想・ビジョンを前提にすることは重要である。 したがって、福山港及び尾道系崎港についても、将来の港湾計画の改訂時には、長期構想を策定すべきである。</p> | | ※他部局や団体への活用が限定的、又は効果的なチェックリスト化が困難なため、除いた |
| 2 | 6 | <p>(2) 【意見】 県ホームページでの紹介ページのリンク切れ 県ホームページの「広島県の港湾」ページからのリンクのうち、広島港と尾道系崎港のリンク先が無効となっている。 県のホームページの港湾の紹介は、港の広報の重要部分であり、主要港である広島港及び尾道系崎港のリンク先が切れたままの状態で放置されていることは問題である。</p> | 全般 | 県ホームページの紹介ページにつき、リンク切れが生じていないか（外部へのリンク先は除く） |
| 3 | 7 | <p>(1) 【意見】 振興プランの前プランの評価・検証が不十分 振興プランの冒頭に書かれた前プランの評価には、実施箇所ごとの進捗結果、特に、前プラン中に実施できなかったものについて、その原因への言及がない。また、前プランで設定していた優先度ランクごとの達成状況が記載されておらず、ランク設定の意義があったのか十分検証できない。 前期プランで予定どおり実施できなかった事柄の原因分析をし、改善方法を考え、次期プランに生かすというPDCAサイクルを回すことが、次期プランの改善につながると考えられる。次期プランで振興プラン（現行）を評価する際には、ランク毎の評価を意識した上で、実施箇所ごとの進捗結果、特に振興プラン（現行）中に実施予定であったにもかかわらずできなかったものの原因を分析し、次期プランに生かすべきである。</p> | 計画 | プランや計画などの過年度検証に関し、実施箇所ごとの進捗結果、特に、前プラン中に実施できなかったものについて、実施できなかった原因への言及がなされているか |
| 4 | 7 | <p>(2) 【指摘】 計画期間内の進捗管理に係る情報開示について 振興プラン（現行）の整備事業について、計画期間内（令和3年度から令和7年度までの5年間）の各整備事業の具体的な実施時期は明示されていない。また、前プランの計画期間内に完了していない整備計画につき、前プランの計画期間満了前に事業の遅延が公表されたものはないが、具体的な実施時期を公表しておらず、対外的には計画期間が満了しない限り遅延ではないとの認識になってしまうことが、原因の一つと考えられる。 重要性の高い事業については、スケジュールの延長などの情報を適時に公表すべきである。また、現状の公表資料については、各事業を規模により区分した表や工事期間で区分した表を追加したり、進捗率を記載したりするなど、県民がより事業の進捗状況を実感できるような説明をすべきである。また、県民への事業の見える化の推進のため、今後の具体的なスケジュールについても、同様の区分により公表するなどし、県民への情報開示の充実を図っていただけることを期待したい。</p> | 計画 | 中期計画に対応する個別事業ごとの年度計画が策定されているか |
| | | | 情報開示 | 個別事業の進捗率や今後の具体的なスケジュールが明示した情報開示となっているか |
| | | | 計画 | 計画期間中の年度ごとの進捗につき、進捗状況が予定通りでない場合で、かつ県民への影響が大きい場合や県民の関心が高い事業については、適宜（最低でも年1回）、進捗状況を公表しているか |

| No | 章 | 検出された指摘・意見など | 項目 | 確認内容 |
|----|----|--|---------|---|
| 5 | 7 | (3)【意見】 放置艇対策の状況がプラン策定に反映されていなかった 振興プランの【具体的な取組】の一つとして放置艇対策の着実な推進を挙げ、その中で「放置艇解消のための基本方針」の策定に触れているが、同基本方針は振興プラン策定時点で目標達成が危惧される状況があったため、基本方針の目標達成が困難である可能性を振興プランの中で考慮すべきであった。 | 計画 | プランや計画などにつき、最低でも年1回の進捗状況確認がなされているか 進捗に遅れがある場合は計画変更の必要性を適宜検討しているか |
| 6 | 9 | (1)【指摘】 必要な規則改正がなされていない 広島県公有財産管理規則を改正する場合、改正の影響を受ける特例規則も同時に改正すべきであるにもかかわらず改正を行わず、規則間の規定の齟齬が放置されていたことは問題である。規則の改廃に際しては、関連する規則との整合性を確認し、後者についても改廃等の適切な対応が同時になされることが必要不可欠である。 | 条例・規則など | 条例や規則などを改正する際に、改正する条文を引用する他の条例や規則などの改正漏れがないか確認したか |
| 7 | 10 | (1)【指摘】 過年度措置状況に関する書類が廃棄・未保存 過去の外部監査からの指摘・意見を受けて検討した内容やその判断過程などの考え方の根底になる書類が破棄されていた。また、指摘・意見を受けて整備した手続きに係る証跡が残っていなかった。 これらの書類は考え方の根底になる資料であり、同様の取引自体がなくなるまでは継続して保存したり、マニュアルや作業手順書の中での引継ぎ事項としたりするなどし、申し送りできる体制を構築すべきである。また、検討過程を第三者が確認できるよう証跡を残すべきである。 | 監査 | 監査委員監査や包括外部監査などの過去の監査における指摘・意見などを受けて検討した内容やその判断過程などの考え方の根底になる資料が文書で適切に引き継がれているか |
| | | | 監査 | 上記の指摘・意見などを受けて導入した手続きにつき、第三者が確認できるよう証跡を残しているか |
| 8 | 11 | (1)【指摘】 事業実施期間を通じた予算実績差異分析の必要性と情報開示 港湾特別会計の臨海債事業の情報開示につき、現在県が公表している資料では、土地の整備及び売却に係る今後の具体的なスケジュールが明示されておらず、収支についても、直近の決算額と現時点での将来見込額の記載のみで、総事業費の見積額がどのように推移してきたかを把握することができない。 この点、県民は、各事業につき、事業開始時点の見積総事業費がいくらで、どのようなスケジュールで実施する計画であるか、また、それらがその後、いくらの見積りになり、スケジュールがどのように変更されているのか、結果としていくらの事業費でいつ完成したのかを流れとして知りたいと思われる。 そのため、総事業費の推移が把握できるよう、前年度見積額などとの差異を明示するとともに、差異の要因を開示すべきである。 加えて、今後の事業スケジュールについても、県民がより具体的に把握できるよう、事業ごとの具体的なスケジュールを明示するなど、情報開示の充実を検討していただきたい。 | 決算など | 複数年度に及ぶ事業については、単年度のみではなく、事業実施期間全体を通じた総事業費について、予算実績差異分析をしているか |
| | | | 情報開示 | 複数年度に及ぶ事業については、事業実施期間全体を通じた総事業費の推移が把握できるよう、前年度の見積総事業費などとの差異を明示して情報開示しているか |
| | | | | ※「7章(2)指摘」と同様 |
| 9 | 11 | (2)【意見】 地区別収支の必要性（機能債事業） 港湾特別会計の機能債事業については地区別収支管理がなされていない。 地区別収支情報は、資源投入の選択と集中の判断をより客観的・具体的に議論する材料となるため、機能債事業全体の採算性向上のためにも、地区ごとの収支分析は必要である。 地区別収支管理を積極的に取り入れ、公表することが望まれる。 | | ※他部局や団体への活用が限定的、又は効果的なチェックリスト化が困難なため、除いた |

| No | 章 | 検出された指摘・意見など | 項目 | 確認内容 |
|----|----|---|----------|--|
| 10 | 11 | (3)【意見】地区別収支の必要性（臨海債事業） 港湾特別会計の臨海債事業については地区別収支管理がなされているが、内部使用目的であり、公表数値として整理がされていないため、公表には至っていない。 臨海債事業は機能債事業のように拠点単位的意思決定しかできないものではなく、事業の性質上、より地区別の収支が重要な情報となっている。 そのため、内部使用目的としている現状の資料の整理を進め、地区別収支の積極的な公表が望まれる。 | | ※他部局や団体への活用が限定的、又は効果的なチェックリスト化が困難なため、除いた |
| 11 | 12 | (1)【指摘】港湾台帳の記載漏れ 港湾台帳に事業費の記載がされていないもの又は不明とされているものが多数存在した。 港湾台帳は県全体の県有財産の状況についての情報開示や、統一的な基準による財務書類の作成基礎資料として利用されるもので、港湾台帳の網羅的な事業費の記載は、網羅的で正確な情報公開を担保するとともに、県全体の作業圧縮にも資する。 また、記載漏れによる詳細不明については、人為的ミスによる情報の欠落であり、再発防止に努めるべきである。 | 財産 | 資産を取得した際の固定資産台帳等への登録につき、運用実態が規程に従ったものとなっているか再確認したか |
| 12 | 12 | (2)【指摘】漁港台帳の記載漏れ 漁港台帳でも建設又は取得金額の項目について記載されていないもの又は不明とされているものが多数存在した。その原因としては、上記港湾台帳と同様である。 不明資産の取得金額の改めでの評価、及び、再発防止に努めるべきである。 | | ※「12章(1)指摘」と同様 |
| 13 | 12 | (3)【意見】各台帳と固定資産一覧表との整合性未確認 財政課で作成されている固定資産一覧表と、港湾振興課で管理されている港湾台帳及び漁港台帳の整合性が保たれていない。 財政課では、毎年、港湾施設等の異動状況について港湾振興課に確認を行い、その回答を以て固定資産一覧表を更新しているものの、両者の網羅的な照合作業等は行われていなかった。 いわゆる一方通行の確認又はフローベースのみでの確認ではなく、情報提供側が提供先作成の固定資産一覧表をチェックするなど、双方向かつストックベースでの網羅的な確認が求められる。 | 財産 財産 | 管理しているすべての台帳につき、相互に関連する台帳を特定し一覧化しているか 相互に関連する台帳につき、それらの台帳が整合しているかを確認したか |
| 14 | 12 | (4)【意見】固定資産一覧表が有効活用されていない 固定資産一覧表につき、現時点では県土木建築局等においては、具体的な計画を含めて、有効活用されている実態はなかった。 固定資産台帳の整備目的には、公共施設マネジメント等への活用などが例示されており、将来的には、耐用年数等のデータを充実させ、効率的な施設の維持修繕等に活用を図ることなどが想定されている。 上述の通り固定資産台帳が適正に作成されていない場合には、このような趣旨に基づく利用方法も不可能であり、利用した場合には誤った判断を招くおそれがある。固定資産台帳を作成する趣旨を理解し、県として有効な活用ができるようにすべきである。 | | ※他部局や団体への活用が限定的、又は効果的なチェックリスト化が困難なため、除いた |

| No | 章 | 検出された指摘・意見など | 項目 | 確認内容 |
|----|----|---|-------|---|
| 15 | 12 | (5) 【その他】 老朽化対策に遅れが生じた際の検討について 県のいずれの施設についても修繕に遅れはなく、その点では老朽化対策に問題は認められなかったが、老朽化対策の遅れは起こり得ることである。その際は、通常の事業の遅れとは別の観点での検討が必要になる。老朽化対策は災害防止の観点も含まれているため、老朽化対策の遅れに伴う災害発生リスクの分析を行い、そのリスクに応じた事業の遅れの解消に取り組む必要がある。 | 老朽化対策 | 老朽化対策で遅延しているものにつき、災害などによる影響を分析しているか |
| 16 | 12 | (6) 【その他】 宮島口ターミナル埋立地の資産計上 宮島口の旅客ターミナルの下は県が埋め立てた土地であり、県所有の土地となる。当該埋立て地は現に資産を管理している課が管理する港湾台帳への登録は不要であるが、県の固定資産台帳を管理する財政課への報告なども行われていなかった。その結果、財政課の保管する固定資産台帳一覧等に記載されていない。 台帳登録漏れの主要因の一つは、現に資産を管理している課と、固定資産台帳を管理する課との情報共有不足と考えられるが、まずは、現に資産を管理する課の台帳に記載されない資産にどのようなものがあるかを整理することが重要である。その上で、それらの資産の取得・除却などの情報を財政課と共有するルールを明確にし、情報共有を密にすることで、漏れない資産管理を行うことが望まれる。 | 財産 | 管理する資産のうち、自部署が管理する資産台帳に登録する必要のない資産（埋立て地など）を一覧にしているか |
| | | | 財産 | それらの資産の取得・除却などの情報につき、財政課と各資産の管理課との間で、資産計上が漏れないような連携が図られているか |
| 17 | 12 | (7) 【指摘】 「動産」又は「物品（備品）」などの実査の証跡の不備 振興事務所にて「動産」又は「物品（備品）」などの実査状況を確認したところ、実査の証跡等は残されていない。実施の結果や不一致の内容や確認状況、責任の所在等を明らかにするためにも、「動産」又は「物品（備品）」などの実査を行った場合には、確認を行った日時や担当者、確認した資産等について、証跡を残す必要がある。 | 財産 | 固定資産実査の証跡が適切に残されているか |
| 18 | 12 | (8) 【指摘】 備品の範囲が明確になっていない 振興事務所において備品台帳に登録されていない小型標識灯が保管されていた。 当該標識灯は過去に工事を発注した際に、受託した業者が工事に必要な資産として購入し、契約に基づき工事完了後に県が取得したものであった。 同じ標識灯を県が独自に購入した場合には、備品台帳に登録されるにもかかわらず、工事の付随品として取得した場合は備品台帳への登録はされない。同種同類の固有資産にもかかわらず、取得形態によって管理方法等が異なるのは適切ではない。工事の付随品として取得した備品などについても、明確な基準を設けて、備品台帳に登録し、同様の管理を行う必要がある。なお、基準を設ける際は、どのような場合に登録を要し、金額等をどのように入力するのか、具体的に明示する必要がある。 | 財産 | 工事一式などで取得した資産につき、備品計上ルールが具体的に明記されているか |
| | | | 財産 | 工事一式などで取得した資産につき、備品台帳への登録漏れが生じていないか |

| No | 章 | 検出された指摘・意見など | 項目 | 確認内容 |
|----|----|---|--------|--|
| 19 | 12 | (9)【指摘】備品の計上漏れ 福山港の水防倉庫を視察した際に、取得金額が10万円以上であると想定される防災資材（フロートやオイルフェンス）が存在していたが、備品台帳には登録されていなかった。 県は指摘を受け、備品としての登録が漏れていることが判明したため、取得時期及び取得金額等について調査を実施しており、確認ができ次第、備品台帳に登録する旨、報告を受けている。単純なミスではあるが、同様のミスが生じないよう、基準を周知徹底する必要がある。 | | ※他部局や団体への活用が限定的、又は効果的なチェックリスト化が困難なため、除いた |
| 20 | 12 | (10)【意見】宮島栈橋の老朽化対応 厳島港（胡町地区）の宮島1号～3号栈橋はいずれも昭和50年代に設置されて以降40年以上が経過し老朽化が進んでいることは否めない。 厳島港は地方港湾（県管理）ではあるものの、利用者数が全国1位で、県内有数の観光地である。施設損壊時の利用者への直接的な被害、県全体のブランドへの影響の大きさも考慮すると、早期の修繕等の対応が必要である。G7広島サミットの開催も控えていることから、予定通り早期の修繕等を実施していただきたい。 | | ※他部局や団体への活用が限定的、又は効果的なチェックリスト化が困難なため、除いた |
| 21 | 13 | (1)【意見】観音マリーナの建物の所有関係について 観音マリーナを非公募で選定している理由として、主要な施設であるクラブハウス、給油・修理施設などを現指定管理者（ひろしま港湾）が所有している点を挙げているが、県の管理施設内に第三者所有の建築物があることは、本来適切な状態とはいえない。 権利関係を明確にした上で、次期の指定管理者選定時に引き続き非公募でひろしま港湾を選定するのであれば、上記のクラブハウス等の権利関係以外の理由に基づき行うべきである。 | 財産 | 県の土地施設内に第三者名義の不動産が存在していないか 存在している場合、適法な使用権原が存在しているか |
| 22 | 14 | (1)【指摘】修繕費用の分担の現状が契約書に明確に定められていない 港湾運営会社に係る県とひろしま港湾との契約上、貸付施設の維持及び1件当たりの設計金額が2,500万円（消費税込）未滿の修繕は維持修繕としてひろしま港湾が負担するとされているところ、海田ガントリークレーン2号の構造点検業務が2,500万円未滿の額となっているにもかかわらず、県（振興事務所）が業者に発注し費用負担している。 申請要領への記載にかかわらず、契約上の権利義務は契約書に記載するのが原則であり、申請要領に記載されただけでは契約上の権利義務が発生するのが不明確である。既存の荷役機械の大規模修繕や更新を県が実施するのであれば、契約書上も、これらを県の負担で行うことを明記すべきである。 | 指定管理など | 指定管理などにつき、県と受託者との間で修繕の負担関係が契約書と実態で整合しているか確認したか |
| 23 | 14 | (2)【意見】港湾運営会社制度導入の効果検証が十分なされていない 県は現時点で港湾運営会社制度導入の効果検証を行っていない。 貸付期間が終了する令和9年度末を見据え、例えば貸付期間（10年間）の前半5年間の港湾運営会社導入の効果を検証するなど、貸付期間中の制度改善や、期間満了後に同制度継続の適否及び内容等を検討し、現時点から港湾運営会社制度導入の効果を検証することが必要である。 | 指定管理など | 指定管理などにつき、5年ないし10年の単位で制度導入効果の検証がされているか 検証結果は文書で残すとともに、情報公開しているか |

| No | 章 | 検出された指摘・意見など | 項目 | 確認内容 |
|----|----|---|----|--|
| 24 | 14 | <p>(3) 【意見】 次期貸付料設定時の外部要因の影響の評価について 令和2年度以降、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、取扱貨物数が大幅に減少するなどの影響が発生した。その後現在までに、ロシアによるウクライナ侵攻、上海のロックダウン等、取扱貨物数に影響を与えうる外部要因が複数発生している。</p> <p>現在設定されている貸付料は令和4年度までである。今後の貸付料の設定にあたり、様々な外部要因が新たに発生する中、事前に貸付料設定に織り込み済の事情と、「社会経済情勢の急激な変化」に該当するものとを明確に区別しておくことが、これまで以上に重要となる。</p> | | ※他部局や団体への活用が限定的、又は効果的なチェックリスト化が困難なため、除いた |
| 25 | 15 | <p>(1) 【意見】 参加者数が少ない入札が多数ある いずれの地方機関においても、1者のみ入札など、入札者数が少ない案件が多数みられる。入札手続を取った意味が乏しくなり、望ましくない。</p> <p>県が現在実施している対策を含め、引き続き、参加者数を増やすための取組が必要である。</p> | 契約 | 入札参加者が1社の契約につき、参加者数を増やすための取組が取られているか |
| 26 | 15 | <p>(2) 【指摘】 同種の案件を分割して1号随意契約としている 令和3年度の契約で、同じ地域で実施する同種の委託業務5件を、近接した時期に、随意契約により、同一の業者に発注している。1件当たりの契約額はいずれも100万円未満であるが、5件の契約額合計は100万円を優に超える。</p> <p>過去の実績から、令和3年度も複数回の業務が実施され、総契約額が100万円を超えることが予想されたにもかかわらず、複数の100万円以下の随意契約について1号を理由に実施するのは妥当ではない。</p> | 契約 | 同種の案件を分割して1号随意契約としている契約がないか確認したか ある場合、分割していることに合理的な理由があるか |
| 27 | 15 | <p>(3) 【指摘】 関連の薄い事業を追加する変更契約を実施している 振興事務所の「国際拠点港湾広島港江波地区港湾海岸保全施設整備事業に伴う調査設計業務委託」の変更契約がなされているところ、用地測量に係る変更につき、令和3年度までに完了させる必要のある測量調査の発注手続きが漏れていることが判明したが、別個発注する時間的余裕がないため、変更契約により当初契約の受注者と一緒に依頼したとのことであった。</p> <p>しかし、本来事前に対応可能であった発注手続きが漏れていることが判明し緊急対応が必要となった事業につき、発注漏れとなっていた事実や原因を明らかにすることなく、関連の薄い事業へ、変更契約により追加するのは、近年出された公共工事の執行に関する通知により緩和された変更基準を前提に考えたとしても適切ではない。</p> | 契約 | 変更契約により、工事種別が異なるものを追加している契約がないか ある場合、変更契約とする理由に合理性があるか |
| 28 | 15 | <p>(4) 【意見】 変更契約の位置付けについて 上記変更契約以外を含め、変更契約の位置づけ、具体的には、当初の契約で予定していなかった業務を発注する場合は別個の契約によるのが原則である（変更契約は変更基準を満たす場合に例外的に認められる）ことを改めて意識する必要があると考える。</p> | | ※「15章(3)指摘」と同様 |

| No | 章 | 検出された指摘・意見など | 項目 | 確認内容 |
|----|----|---|----|---|
| 29 | 15 | <p>(5) 【意見】 指名競争入札の落札者が固定化している</p> <p>振興事務所の「広島港の水門・陸間開閉等業務」につき、1地区（江田島地区、江田島市と随意契約）を除く6つの地区では指名競争入札により業者を選定しているが、指名競争入札手続では、発注する地区に近い地域の業者を指名しており、6地区それぞれにおいて、直近3回の指名業者はほぼ同一であった。そして、入札の結果落札した業者は、直近3回、6地区でそれぞれ同一の業者となっていた。</p> <p>指名競争入札で業者を選定するのであれば、業務の内容や事情にかかわらず、競争性を持たせることが必要で、例えば、指名業者を増やす、変更するといった、競争性を持たせるための工夫がなされていないのは問題といわざるを得ない。</p> | 契約 | 競争入札の参加者・落札者が固定されている契約がないか確認したか されている場合は、競争性を高める対策が取られているか |
| 30 | 15 | <p>(6) 【意見】 当初契約時におけるランニングコストの考慮</p> <p>荷役機械（ガントリークレーン）の保守点検・修繕に係る契約について、機械の特殊性、製品保証及び技術面等から、当該荷役機械を製造・設置した業者に依頼する必要があるとして、施行令167条の2第1項2号を理由に随意契約としている。</p> <p>機械の特殊性等の事情から当該機械の製造・設置をした業者にのみ保守点検・修繕を依頼できないのであれば、将来の荷役機械の新設・入替時に、設置後の保守点検等の費用を考慮しての業者選定、具体的には、契約の方法の中で設置後のランニングコストを考慮するなどの対応をすべきである。</p> | 契約 | 特殊な機械やソフトウェアなど、保守業務を納入・開発業者に随意契約で委託せざるを得ないと思われるものを導入する場合は、導入時に導入後のランニングコストも考慮して委託先の選定が行われているか |
| 31 | 16 | <p>(1) 【意見】 宮島口旅客ターミナルに係る会計検査院の指摘について</p> <p>令和元年度に完成した宮島口の旅客ターミナルの整備事業につき、令和4年11月に会計検査院から、国から補助金を過大に受給しているとの指摘を受けた。</p> <p>過大受給の原因は、補助の対象となるバリアフリー部分の床面積の集計を誤ったことであるが、本件補助金申請のように、日常的でない複雑かつ特殊な案件については、上長によるチェックに先立ち、別担当者が作成担当者と同様の作業を再実施するとともに、情報の共有を図るなどの対応が必要である。</p> | 全般 | 複雑かつ特殊な案件については、上長による概括的な検証だけでなく、再計算・再実施を行っているか |
| 32 | 16 | <p>(2) 【意見】 整備計画の進捗状況に係る情報開示</p> <p>港湾の整備計画について、振興プランでは、令和3年度から令和7年度の事業費の総額のみが開示され、各整備計画の具体的な実施年度及び個別予算については一切開示されていない。そのため、工事範囲が変更になってもそのような影響が開示されることはなく、最終結果だけ辻褄が合わされてしまうと、県民は問題が生じていてもその状況を一切把握することができないことになってしまう。</p> <p>港湾の社会的重要性、影響が広範にわたることを鑑みると、県民への情報開示という観点から、各整備計画単位の見積りにについても最低限の情報は開示することが望ましい。</p> | | ※「7章(2)指摘」と同様 |

| No | 章 | 検出された指摘・意見など | 項目 | 確認内容 |
|----|----|--|-----|--|
| 33 | 16 | <p>(3) 【意見】 予算見積りに必要な調査の実施時期について</p> <p>臨港道路廿日市草津線の第Ⅰ期工事について、事業開始時の総事業予算と実績額との比較を行った結果、大きな差異が生じていた。見積りに必要な専門家による調査実施前に、当該予算を作成する必要があるためとのことであるが、当該予算を基に国に対して整備計画を提出していた。</p> <p>今後の課題として、事業開始時の総事業予算を用いた資料提出や事業判断を行う際は、実施する調査などの前倒しの必要性を検討すべきである点を、今一度意識していただきたい。</p> | 計画 | 事業開始時の総事業予算を用いた資料提出や事業判断を行う際は、実施する調査などの前倒しの必要性を検討したか |
| 34 | 17 | <p>(1) 【意見】 港湾BCP訓練の内容について</p> <p>主要3港湾の港湾BCPの訓練内容について、BCPで示された訓練のうち特定の種類（情報伝達訓練）しか実施されていないこと、令和3年度実施の訓練について尾道糸崎港・福山港の合同訓練では「震度6弱の地震」とされている以外の具体的な危機的事象は示されていない点は問題である。</p> <p>県は、主要3港湾の港湾管理者として、各港のBCP協議会と連携し、訓練の充実を図る必要がある。</p> | BCP | BCP計画策定後、計画時に想定した訓練の種類がバランスよく実施されているか |
| 35 | 17 | <p>(2) 【意見】 実施した訓練の結果を踏まえた検証が不十分である</p> <p>主要3港湾のBCP訓練（令和3年度情報伝達訓練）の結果について、情報伝達の結果のとりまとめがない（尾道糸崎港・福山港）、あるいは結果はとりまとめられているが、訓練の結果浮かび上がった課題の有無・内容についての記載がない（広島港）。</p> <p>各港の港湾BCPでは、訓練等を通じて課題の提出を行い、協議会においてPDCAサイクルに基づき、計画の見直し・改善を行い、その結果を協議会に報告するとされているが、かかるPDCAサイクルによる改善の取組みが不十分と考えられる。</p> <p>主要3港湾の港湾管理者たる県は、各港のBCP協議会と共に検証を踏まえた改善の取組を進めるべきである。</p> | BCP | 訓練の結果の取りまとめや検証がなされているか |
| 36 | 17 | <p>(3) 【意見】 非常用電源その他資機材の確保</p> <p>令和3年度実施の尾道糸崎港・福山港の合同訓練において、BCP協議会事務局において非常用電源が確保されていることが前提となっているが、非常用電源を保有している県の施設はなく、発災時には業者に手配することになるとのことで、訓練が想定している前提と齟齬が生じている。</p> <p>電源が確保されなければ、上記のメールの送受信ができないことその他、発災後の各種対応に支障が生じることが予想される。また、電気以外にも、必要な資機材が調達できるかの再確認も必要と考える。</p> <p>資機材が確保できるよう対策を講じておくことは、国交省の港湾BCPガイドラインも要請するところであり、この点対策が必要である。</p> | BCP | BCP対策に必要な非常用電源などが確保されているか |

| No | 章 | 検出された指摘・意見など | 項目 | 確認内容 |
|----|----|--|------|---|
| 37 | 17 | <p>(4) 【意見】 厳島港のBCP又は災害時の対応マニュアルの整備 厳島港につき、港湾BCPや災害時の対応マニュアルは策定されていない。 厳島港は、地方港湾ではあるものの、船舶乗降人員数は全国1位で、橋がない厳島にとって、船舶は、対岸（本州側）との間の唯一かつ必要不可欠な交通手段である。 災害発生時に厳島港の事業が継続できない場合の産業や島民の生活への影響が非常に大きいものとなることから、県が港湾管理者である港湾のうち、BCP策定が未了のものの中で、策定の優先順位が高く、かつ効果も高いと考えられる。 そのため、厳島港においても、早期に港湾BCPを策定することが望ましい。予算等の問題で早期のBCP策定が難しい場合には、当面の対応として、現在の関係機関との災害対応の枠組みも生かし、被害想定や回復目標を共有の上での災害時の対応マニュアルの策定や関係機関との協議体の構築（実質的にBCPに近い対応を行うもの）の整備が必要と考える。</p> | | ※他部局や団体への活用が限定的、又は効果的なチェックリスト化が困難なため、除いた |
| 38 | 18 | <p>(1) 【意見】 放置艇基本方針の見直し時期について 放置艇基本方針の見直しは令和4年度に行われている。新型コロナウイルス感染拡大防止のための行動制限などが行われ、収束の時期も見通せない状況であったことから、やむを得ない面もあったものと考えられるものの、取組期間中の進捗状況からは、見直しの公表時期が遅かったのではないかと疑念が残る。 今後も新型コロナウイルスの状況は予断を許さないものの、放置艇対策の進捗の現状を反映させるため、また県民への適時開示の観点から、より早期の取組の見直しを検討するとともに、目標期限を再び変更することがないよう、可能な限りの方策を尽くし、期限までの完了を目指して、現在の取組みを一層加速していただきたい。</p> | | ※「7章(3)意見」と同様 |
| 39 | 19 | <p>(1) 【意見】 作業ログの記録について システム上で入力や削除等の作業をした場合には、点検者等の記入欄はあるが、担当者が分かる状態での作業ログ等は残されていないとのことであった。 誤った作業等を実施した場合等に備えるため、担当者が分かる状態でのログ等を記録することも検討すべきである。</p> | システム | システムにつき作業ログを残しているか |
| 40 | 20 | <p>(1) 【意見】 港湾施設の貸付料及び新型コロナウイルスによる影響 ひろしま港湾に対する港湾施設の貸付料に関して、臨時に令和2年度の貸付料の減額を行っているが、新型コロナウイルスの影響は不可避の事象であり、やむを得ない面もあったと考えられる。 一方で、近年は災害等も頻発しており、今後も世界情勢の急激な変化が生じる可能性は高いため、社会経済情勢の急激な変化が生じた際に迅速に対応するためにも、今回の経験を生かし、次回以降の契約の際には、損失の補填等を行う場合の具体的な基準等を明確に定めることを検討することが望まれる。</p> | 料金収入 | 施設の貸付料や使用料などの収入で、新型コロナウイルスの影響などにより料金を変更している案件につき、次回以降、料金変更が必要な事象が生じた際に迅速に対応できるよう、料金を変更する場合の具体的な基準等を定めているか |

| No | 章 | 検出された指摘・意見など | 項目 | 確認内容 |
|----|----|--|-----------|---|
| 41 | 20 | (2) 【意見】 福山港国際コンテナターミナルの電気料金過少請求 福山港国際コンテナターミナルに設置されている冷凍・冷蔵貨物コンテナ用のコンセントの使用に係る電気料金に関して、ひろしま港湾が検針メーターの読取値をもとに使用者に請求する料金の算定方法を誤っていたため、県が本来請求すべき実際の使用料より過少に電気料金を請求していた。 これに伴い発生した未請求額60,505千円について、県は利用者に不当利得の返還を請求、ひろしま港湾に損害賠償請求を行ったが、書類等が保存されていない期間があり、当該期間については誤請求の事実を確認することができず、県は当該損失を回収することができていない。ひろしま港湾の過失である以上、損害賠償請求権の除斥期間内であれば損失額を見積り、両者で協議の上で必要な請求を行うべきである。 | | ※他部局や団体への活用が限定的、又は効果的なチェックリスト化が困難なため、除いた |
| 42 | 21 | (1) 【意見】 仕入税額控除額算定における計算方式の検討 仕入税額控除額の算定方法につき、個別対応方式と一括比例配分方式のいずれが有利かを検討した事実が不明であった。必要に応じて税務の専門家に関与させるなどして、いずれが有利かの検討を行い、有利な方を採用すべきである。 なお、結果として個別対応方式が有利となった場合は、個別対応方式を採用することに伴う事務負担の増加についても考慮して計算方式の採用を決める必要がある点に留意する必要がある。 | 消費税 申告 | 個別対応方式と一括比例配分方式の有利不利判定を行った上で、採用方式を決定しているか |
| 43 | 21 | (2) 【指摘】 消費税法に則した帳簿等の保存 課税仕入れなどに関する帳簿及び請求書等が現行のルールでは5年間までの保存とされているが、消費税法では7年間の保存が求められているため、保存期間のルールを見直し、求められる期間適切に保存すべきである。 | 消費税 申告 | 消費税法上、課税仕入れなどに関する帳簿及び請求書等は7年間の保存が求められているが、現行保存ルールは当該年数以上となっているか |
| 44 | 21 | (3) 【指摘】 消費税申告体制の整備について 令和2年度の消費税申告に関して申告の修正がなされていたが、当該申告誤りは申告書作成のダブルチェック体制が不十分であったことが原因と考えられる。 消費税申告書の作成に際し、過年度との比較・整合性検証のダブルチェックを加え、その証跡を残すべきである。 | 消費税 申告 | 消費税申告に際し、上長による過年度との比較・整合性検証を含めた再実施・再計算がなされているか |
| 45 | 21 | (4) 【その他】 消費税申告に係る県全体での取組について 消費税申告業務に係る県全体での取り組みは特になく、各部局で個別対応している。 この点、消費税の申告業務は特殊かつ専門性も高いため、消費税を熟知した担当者を県全体で配置し、当該担当者が県のすべての消費税申告書を一元的にチェックする体制を設けることを検討していただきたい。なお、必要に応じて税務の専門家に関与させることも有効である。 | 消費税 申告 | 消費税申告につき、消費税を熟知した担当者が県のすべての消費税申告書を一元的にチェックする体制を設けているか、又は税務の専門家に関与させているか |

| No | 章 | 検出された指摘・意見など | 項目 | 確認内容 |
|----|----|---|------------------|---|
| 46 | 22 | (1) 【意見】 海外向けの情報発信 ひろしま港湾は、YouTubeにチャンネルを開設しており、一般の方にも分かりやすいPR動画等を公開している。この中で英語の会社説明動画を公開しているが、映像自体は日本語の会社説明動画のものを流用しており、映像内で映し出される言葉等が日本語のまま、海外向けの映像となっていない。海外向けの動画を作成する以上、最低限映像内の重要な文字の下には英訳を入れる程度の改良を行うことが望ましい。 | 全般 | 海外向けにPRしているものがあれば、英訳するなど、利用者目線での対応がなされているか |
| 47 | 22 | (2) 【意見】 近年の外部要因の影響を踏まえた計画・目標の見直し 広島港のコンテナ貨物取扱量の目標に関するスローガン「NEXT10」について、新型コロナウイルス感染拡大をはじめとする近年の外部要因の影響を踏まえ、内容や達成目標時期の変更の可否につき、随時検証を行うことが望ましい。 | 計画 | 新型コロナウイルスによる影響を適切に検討しているか 達成目標時期の変更の可否につき、再検討の上、必要があれば見直しを行っているか |
| 48 | 23 | (1) 【指摘】 貯蔵品の評価方法について 計算書類注記の「重要な会計方針」において貯蔵品の評価方法は、「最終仕入原価法による原価法」によるとしているが、実際の評価方法は、最終仕入原価法と先入先出法の評価額に重要な差がないことを理由に、大部分が先入先出法に基づく評価額を使用していた。しかし、最終仕入原価法と先入先出法の評価額にいくらの差が生じており、重要な差となっていないことを確認した証跡が残されていなかった。 異なる評価法に基づく評価額を使用する限りにおいては、每期必ず両者の評価額に重要な差がないことを確かめ、その証跡も残しておくべきである。なお、これを機会に各貯蔵品の評価方法を今一度整理することも効果的である。 | | ※他部局や団体への活用が限定的、又は効果的なチェックリスト化が困難なため、除いた |
| 49 | 23 | (2) 【意見】 最終仕入原価法適用の可否検討 棚卸資産の評価方法として最終仕入原価法を採用しているが、最終仕入原価法によると、取得原価とは乖離した金額で資産計上される棚卸資産が生じ得る。また、最終仕入時期から時間が経過した場合など、時価が大幅に下落した場合でも、その実態が反映されないこととなる。 この点、大部分が外部に販売され、時価も大幅に変動するガソリン等についても、重要性の検討を行わず、無条件に最終仕入原価法を採用することは適切ではないため、最終仕入原価法適用の可否を適切に検討すべきである。 | 決算など | 最終仕入原価法を採用している案件につき、適用の妥当性を検討するとともに、検討した資料が残されているか |
| 50 | 23 | (3) 【意見】 具体的な投資計画の策定と余剰資金の運用方針の決定 借入金を大きく上回る現金預金等を保有しているが、投資時期も含めた具体的な投資計画などが策定されておらず、必要保有資金と余剰資金との区分がされていない。 外部要因の影響も踏まえた上で、将来的な新規事業も含めたより具体的な投資計画を策定するとともに、余剰資金の運用方針を検討することが望ましい。 | 資金運用など 資金運用など | 現金預金を多額に保有している場合、具体的な投資計画を基に、必要保有資金と余剰資金とを適切に区分しているか 余剰資金を有している場合、将来的な新規事業も含めた具体的な投資計画を策定するとともに、余剰資金の運用方針を定めているか |

| No | 章 | 検出された指摘・意見など | 項目 | 確認内容 |
|----|----|--|--------|---|
| 51 | 23 | (4) 【意見】 配当政策の検討がされていない 配当政策に係る会社の方針が適切に検討されていない。配当方針を決めるための計画・検討をした上で、株主とも協議して配当政策を決定すべきではないか。 | 資金運用など | 配当政策を検討し、方針を策定しているか |
| 52 | 24 | (1) 【意見】 自社所有固定資産の実地棚卸 経理規程では、毎期末又は随時に有形固定資産の現状につき調査し、その過不足・要修理の如何につき各カンパニーの会計責任者に報告しなければならないとされているにもかかわらず、実務では固定資産となっているものの異動の有無の把握に止まっている。 この点、保有する固定資産が網羅的に固定資産台帳に記録されていることを確認するためには、固定資産の変動のみの把握ではなく、全件の実地棚卸が必要であり、定期的実施することが望ましい。 | 財産 | 固定資産の実地棚卸を年1回以上実施しているか |
| 53 | 24 | (2) 【意見】 リース資産の減価償却方法が明示されていない 経理規程において減価償却方法が規定されているが、リース資産に係る減価償却方法については記載がされていないため、明示することが望まれる。 | 財産 | 経理規程に減価償却方法が漏れなく規定されているか確認したか |
| 54 | 24 | (3) 【意見】 固定資産の判定に係る耐用年数や金額基準の明示がない 経理規程において、固定資産につき資産種別（建物や工具器具備品など）で例示列挙されているが、耐用年数や金額を基準とした定義がされていなかった。耐用年数や金額を基準とした固定資産の判定は、会計処理上、重要な定義であるため、経理規程や細則等で明示することが望まれる。 | 財産 | 固定資産の判定に係る耐用年数や金額基準が、経理規程や細則等で明示されているか |
| 55 | 24 | (4) 【指摘】 除却資産に係る注記誤り 計算書類における貸借対照表に関する注記に記載されている、有形固定資産の減価償却累計額について、除却資産分を含めて記載する誤りがあった。 正確な計算書類の作成を確実にするため、上長等による再計算・再突合の実施、計算書類作成フローチャート又はチェックリストの導入等により、再発防止に努める必要がある。 | 財産 | 除却した資産について固定資産台帳からの削除処理がされているか再確認したか |
| 56 | 24 | (5) 【指摘】 リース資産台帳の削除漏れ リース資産台帳に削除を失念したものが記載され続け、結果として計算書類の貸借対照表注記に記載されている有形固定資産の減価償却累計額に誤りが認められる。 削除失念は契約期間のトレースや契約書の確認により防げた明らかなミスである。 また、再リースで当該資産を使用し続けているため、リース資産台帳に記載されているものがあったが、再リースとなった時点でリース資産台帳から削除すべきではないかと思われる。 リース契約終了時のリース資産台帳への反映方法を改めて整理するとともに、決算前にリース資産台帳にリースが終了した資産等が残されていないか再度確認する体制を整備すべきである。 | 財産 | リース契約が終了した契約につき、リース台帳からの削除処理がなされているか確認したか |

| No | 章 | 検出された指摘・意見など | 項目 | 確認内容 |
|----|----|--|------|--|
| 57 | 24 | (6) 【指摘】 県有備品の管理について ひろしま港湾が管理している県有備品について、現物が確認できない資産が発見された。また、観音マリーナの現地視察の際に、県有備品であるにもかかわらず、県有備品一覧に記載のない資産が検出された。 県有備品については、管理を委託されているものであり、県有備品一覧と現物とは一致している必要がある。県有備品一覧と現物の照合は異動のあった場合だけでなく、全件実施し、不整合の生じない管理体制を構築する必要がある。 | 財産 | 県有備品について毎期現物確認をしているか |
| 58 | 24 | (7) 【指摘】 県有備品シール貼付漏れ 県有備品については、県との契約において、一覧表を備え、ラベルを貼付する等により、ひろしま港湾所有の備品と区別しなければならない旨規定されているが、備品シール等の貼付がない資産が発見された。 県有備品の定期的な棚卸時においてシールの貼付け漏れがないかを同時に検査する体制を設け、契約に沿った物品の管理を徹底する必要がある。 | 財産 | 県有備品の実査に際し、備品シールが漏れなく貼られているか確かめたか |
| 59 | 24 | (8) 【指摘】 一括償却資産の取扱いが経理規程と整合していない ひろしま港湾では、一括償却資産を少額消耗工具器具備品費で費用処理し、固定資産台帳に記載していないが、経理規程では、「固定資産台帳には、正規の簿記の原則により生じた簿外資産も含めるものとする」と規定されている。 一括償却資産が当該規程に該当すると考えられるが、経理規程に従った対応が取られていない。これを機会に今後の取扱いを整理し、経理規程に従った固定資産台帳の記帳を徹底する必要がある。 | 財産 | 一括償却資産の固定資産台帳などへの登録につき、規程と実態が整合しているか確認したか |
| 60 | 25 | (1) 【意見】 債権回収における迅速柔軟な対応 徴収・回収規程において、未納者への対応につき、対応すべき時期が明確に規定されているがために、柔軟性を欠く面を否定できない。 状況に応じて、時期を待たずに法的対応をすべき場合もあると考えられるため、県とも協議の上、例外的な対応をすべき場合もあることを、徴収・回収規程に規定の上、局内で周知すべきではないか。 | 債権回収 | 徴収・回収規定において、未納者への対応時期が明記されている場合、法的な対応期限に支障がない時期に設定されているか再確認したか |
| 61 | 25 | (2) 【意見】 指定管理業務以外の債権回収に係る規定がない 徴収・回収規程は、指定管理施設の利用料金・売掛金を対象としているが、指定管理業務以外のひろしま港湾の債権回収についても、徴収・回収規程と同様の規程を整備するなどの対応をすべきである。 | 債権回収 | 債権回収に係る規程やマニュアルが漏れなく整備されているか確かめたか |

| No | 章 | 検出された指摘・意見など | 項目 | 確認内容 |
|----|----|--|----|--|
| 62 | 26 | <p>(1)【指摘】契約書ひな形の内容の不備、不足 ひろしま港湾では、契約書の雛形を用意しており（管理委託契約書／建設工事請負契約書）、契約相手とは同雛形を基礎に調整の上契約を締結している。</p> <p>しかし、同雛形を見ると、①契約相手方が反社会的勢力の場合に契約を解除等する旨の条項（いわゆる反社条項）がない（管理委託契約書）、②合意管轄の定めがない（管理委託契約書／建設工事請負契約書の双方）、との2点で問題が見られる。</p> <p>契約締結前に契約相手方が反社会的勢力でないことの確認をしていたとしても、契約締結後に問題が生じた場合などを手当するためには、管理委託契約書の中に反社条項を入れるべきである。また、契約相手方との間で紛争が生じ訴訟となる場合に備え、あらかじめ契約締結時に管轄の合意をしておくことが有益である。</p> | 契約 | 契約書のひな型に反社条項があるか |
| 63 | 26 | <p>(2)【意見】一般競争入札への参加者が1者のみの契約が多くみられる 一般競争入札手続を採用した契約において、1者のみが入札した案件が多数見られるが、参加者が1者のみでは、入札手続により十分に競争性を図ることができない。</p> <p>ひろしま港湾は、指定管理者や港湾運営会社などの事業を通じて、県との関わりが深いことから、同社の入札手続の結果が、県の契約に事実上影響する可能性があるとの観点からも、一般競争入札への参加者を増やすことが重要である。</p> | | ※「15章(1)意見」と同様 |
| 64 | 26 | <p>(3)【意見】仕様書と契約書との齟齬 業務委託契約の中で、業務の月毎の実施状況報告につき、仕様書では四半期ごとにとりまとめて報告、契約書では毎月報告と定めている案件があった。</p> <p>業務の実施状況の報告は、契約の履行状況の確認時期や委託料の支払時期に影響するものであるから、仕様書での記載と契約書での定めが異なっていることは適切ではない。</p> | 契約 | 委託業務の実施状況報告につき、仕様書と契約書とに齟齬がないか確認したか |
| 65 | 28 | <p>(1)【意見】港湾BCPの改善のための関係機関との連携 広島港、福山港及び尾道糸崎港の港湾BCP（県が主導して策定）における訓練の種類、内容、研修の検証等に不十分な点が見られる。</p> <p>ひろしま港湾は、上記3港の管理において、指定管理者・港湾運営会社等の立場から重要な役割を担っており、訓練がより充実したものとなるよう、訓練への協力、改善意見を述べるなど、県や当該BCP協議会、その他関係機関と積極的に連携していく必要がある。</p> | | ※他部局や団体への活用が限定的、又は効果的なチェックリスト化が困難なため、除いた |

| No | 章 | 検出された指摘・意見など | 項目 | 確認内容 |
|----|----|--|-----|--|
| | | ■以下は令和3年度の監査結果から一部を抜粋 | | |
| 66 | 8 | (1) 【指摘】 新たな水道ビジョンの作成について 従来の水道ビジョンの計画期間が令和2年度で終了し、その後の新たな水道ビジョンが策定されておらず、水道ビジョンのない期間が現に発生している。 県企業局の水道事業の実施に際して、数値等の具体的な目標を設定した上で各取組がなされなければ、取組の結果の検証をすることも困難となるから、水道ビジョンが存在しないことは不適切である。 | 計画 | 作成しているビジョンや計画につき、後継のものが作成されていない場合は、作成しないこととした理由が明記され引き継がれているか また、何らかの事情で計画期間の抜けがないか |
| 67 | 8 | (2) 【意見】 新たな水道ビジョンでの具体的取組目標の設定について 従来の水道ビジョンの計画期間のうち、特に平成29年度以降について、具体的取組目標の設定がなく、PDCAサイクルに基づく進行管理の観点から問題である。 新たな水道ビジョン策定に際しては、その計画期間を通じて、数値目標等の具体的な取組目標を設定し、事後に目標の達成度合い等を検証できるようにすることが必要である。 | 計画 | 作成しているビジョンや計画につき、事後に目標の達成度合い等を検証できる程度に、具体的な取組目標が設定されているか |
| 68 | 8 | (3) 【指摘】 水道ビジョンの検証及び公開について 前述のように、従来の水道ビジョンの計画期間は令和2年度で終了しているが、本ビジョンの成果等について十分な検証がなされていないことは、PDCAサイクルに基づき事業に取り組む観点から問題である。 また、本ビジョンの検証結果が外部に広く公開されていないことは、県民や県営水道事業の受益者への情報公開の観点から問題である。 計画期間が終了した水道ビジョンの成果等について、十分な検証を行うとともに、当該検証結果を外部に広く公開すべきである。 | 計画 | 作成しているビジョンや計画につき、計画期間終了後に成果等を十分に検証するとともに、当該検証結果を外部に広く公開しているか なお、計画事業が完了していない場合であっても、計画期間が終了している場合は成果等の検証が必要であることに留意する |
| 69 | 15 | (1) 【意見】 工事価格算定の基礎となる調査について 地質の想定岩盤図と実際の地質に大きな乖離があり、工事費が増額している。地質の想定岩盤図は平成24年から平成27年に実施された地質調査が基になっているが、当初の地質調査がトンネル崩落事故の生じにくいルートを検査・選定することに主眼が置かれていたことを考慮すると、工事価格算定の基礎として適切な調査であったかを十分に検討すべきであったと考える。 今後は、調査主眼が何であったかなど、基礎資料の性質を適切に評価する視点を持つとともに、必要に応じて追加調査や専門家の関与などの対応をとっていただきたい。特に金額が大きい案件に関しては変動幅が大きくなるため、この判断が非常に重要になる。 | その他 | 過去に実施した調査結果を利用して事業費などの算定を行う場合は、当該調査主眼が何であったかなど、基礎資料の性質を適切に評価する視点を持つとともに、必要に応じて追加調査や専門家の関与などの対応をとっているか |

| No | 章 | 検出された指摘・意見など | 項目 | 確認内容 |
|----|----|---|------|--|
| 70 | 15 | <p>(2)【意見】工事費の見通しに係る情報開示について</p> <p>想定した岩盤よりも硬い岩盤が長い区間出現していることを主要因として、二期トンネル工事の工事費は当初契約時より3割強増加している。その後も想定以上に硬い岩盤が長い区間出現しており、これらの工事進捗状況を考慮すると、さらなる増額が見込まれる場合と判断して対処すべきであるが、工事費の見通しに係る情報開示がされていない。</p> <p>今後掘進していくにあたり、どの程度工事費が変わるかについて、概算値などの情報をいち早く集計し、積極的な情報開示をすることが、県民への説明責任という点で肝要と考える。追加の地質調査は実施済みとのことであるため、速やかに概算額を試算し、迅速な開示が行えるような積極的な対応をしていただきたい。</p> | 情報開示 | 大型案件で県民の関心も高い工事につき、工事費が増加傾向にある場合、適時に総工事費の再計算を行い、最低でも年1回の情報開示をしているか |
| 71 | 19 | <p>(2)【意見】第1次管路更新計画の検証</p> <p>計画した管路更新が完了していないことから、第1次管路更新計画の検証がされていない。この点、計画が完了してなくても計画期間が終了したのであれば、第1次管路更新計画の計画・実績差異の検証は行うべきであり、この検証を行うことで、今後の計画をより効果的かつ精度の高いものにできる。</p> <p>また、計画どおりに更新ができなかったことで、計画箇所で漏水被害等が生じていればその点を踏まえて要更新時期を設定すべきであり、何の被害も生じていないのであれば、要更新時期の延長が可能かなどの検討を行うことができるのであり、今後の更新計画策定に活かすべきである。</p> | | ※「令和3年度包括外部監査結果8章(3)指摘」と同様 |
| 72 | 20 | <p>(1)【指摘】将来の不確定要素に対する対応について</p> <p>耐震化対策の実施に際し、広域化との関連で将来的な不確定要素があったとしても、耐震化対策の重要性を踏まえると、すべての対策工事をストップさせる必要はなかったと考えられる。</p> <p>今後、施策の実施に際し、他の施策との関連で将来的な不確定要素があったとしても、安易に全体を不確定と捉え、当該施策に係る事業を全面的にストップするのではなく、不確定な点と確定できる点の区別を詳細に行い、当該事業の一部実施の可否を検討するなど、可能な範囲で当該施策を実施することができないかを十分検討すべきである。</p> | その他 | 将来的な不確定要素があるとして事業を停止・遅延している案件につき、安易に全体を不確定と捉えていないか 不確定要素についても、不確定な点と確定できる点を詳細に分解し、確定できる部分については適切に事業を進める必要があることに留意する |
| 73 | 26 | <p>(1)【指摘】契約書の作成</p> <p>令和2年度に締結された本郷埜田浄水場等水質検査業務の委託に関して、契約額が高額であるにも拘わらず、契約書が作成されず、注文書と請書の交付のみとなっていたこと、かつ、請書の裏面記載の契約条項が修繕を前提としており、本委託契約の内容と合致していなかったことは、紛争防止・紛争発生時のリスク軽減の観点から不適切である。</p> <p>本業務につき、同種契約（三ツ石浄水場等水質検査業務）と同様の業務委託契約書を締結すべきである。</p> | 契約 | 契約額が高額であるにもかかわらず、契約書が作成されず、注文書と請書の交付のみとなっている契約がないか再確認したか |

| No | 章 | 検出された指摘・意見など | 項目 | 確認内容 |
|----|----|--|-------|---|
| 74 | 26 | (2)【意見】請書裏面の契約条項が、契約の種別に沿ったものになっていない 本郷埜田浄水場等水質検査業務の委託において使用された請書裏面記載の契約条項が修繕工事を前提とした条項となっており、同契約のような業務委託を前提とした条項となっていない。 契約書の締結ではなく注文書と請書（裏面に契約条項を記載）の交付の形で契約を締結する場合には、契約の種別（修繕、業務委託、物品購入等）ごとに契約条項を用意し、かつ契約内容に沿った種別の契約条項を記載した請書を用いるべきである。 | 契約 | 請書などの裏面記載の契約条項が委託内容に即したのものとなっているか再確認したか |
| 75 | 28 | (1)【意見】緊急電話の設置 宮浦浄水場・宮原浄水場・江田島市前早世浄水場には現状、緊急時の連絡手段がない。水道事業の性質と災害発生の可能性を考慮すると速やかに緊急時の連絡手段を確保していただきたい。 | B C P | 緊急時の連絡手段がない拠点の有無を確認したか ある場合は、連絡手段の導入を検討したか |
| 76 | 28 | (2)【意見】参集不能時の対応策の検討 災害時の参集人員の検討を行っているが、公共交通機関の運行停止や道路の寸断などに伴う参集不能リスクが適切に検討されていない。 水道事業という性質上、多くの施設は交通網が発達していない場所に位置しており、土砂崩れなどで道路が寸断され、参集不能となる可能性は否定できないため、参集不能時の対応方針も適切に検討しておくべきである。 | B C P | 災害対応として、公共交通機関の運行停止や道路の寸断などに伴う参集不能リスクを適切に考慮しているか |
| 77 | 28 | (3)【意見】被害想定との情報共有 水みらいにおいて、地震により施設が被害を受ける可能性を事前に検討しているが、当該被害想定につき、県との情報共有が十分に図られていない。 県と指定管理者は一体となって事業の効果的かつ効率的な実施を図るべきであり、被害想定調査の二重投資を防止する上でも、県と指定管理者たる水みらいは、被害想定などにつき緊密な情報共有を図るべきである。 | B C P | 指定管理などにつき、施設の被害想定調査などが二重投資とならないよう、県と受託者との間で被害想定に係る調査・認識の緊密な情報共有が図られているか |

5 チェックリスト参考例

| No | 項目 | 確認内容 | 回答日 | 回答者 | 責任者 | 検出事項（対応状況含む） | 監査メモ |
|----|---------|---|-----|------|------|---|--|
| 例 | 契約 | 〇〇の契約を随意契約としていないか | 4/1 | 広島太郎 | 広島花子 | 該当契約が2件検出された 業者と契約締結済みであり、契約条項などを検討し、再契約は困難と判断 今後同様のミスが生じないよう関係課に周知した | 該当契約を確認した 締結済みの契約状況から再契約困難とした判断の妥当性を確認した ○付で周知文が提出されていることを確認した |
| 1 | 全般 | 県ホームページの紹介ページにつき、リンク切れが生じていないか（外部へのリンク先は除く） | | | | | |
| 2 | 全般 | 複雑かつ特殊な案件については、上長による概括的な検証だけでなく、再計算・再実施を行っているか | | | | | |
| 3 | 全般 | 海外向けにPRしているものがあれば、英訳するなど、利用者目線での対応がなされているか | | | | | |
| 4 | 資金運用など | 現金預金を多額に保有している場合、具体的な投資計画を基に、必要保有資金と余剰資金とを適切に区分しているか | | | | | |
| 5 | 資金運用など | 余剰資金を有している場合、将来的な新規事業も含めた具体的な投資計画を策定するとともに、余剰資金の運用方針を定めているか | | | | | |
| 6 | 資金運用など | 配当政策を検討し、方針を策定しているか | | | | | |
| 7 | 条例・規則など | 条例や規則などを改正する際に、改正する条文を引用する他の条例や規則などの改正漏れがないか確認したか | | | | | |
| 8 | 計画 | 中期計画に対応する個別事業ごとの年度計画が策定されているか | | | | | |
| 9 | 計画 | 作成しているビジョンや計画につき、事後に目標の達成度合い等を検証できる程度に、具体的な取組目標が設定されているか | | | | | |

| No | 項目 | 確認内容 | 回答日 | 回答者 | 責任者 | 検出事項（対応状況含む） | 監査メモ |
|----|------|--|-----|-----|-----|--------------|------|
| 10 | 計画 | 計画期間中の年度ごとの進捗につき、進捗状況が予定通りでない場合で、かつ県民への影響が大きい場合や県民の関心が高い事業については、適宜（最低でも年1回）、進捗状況を公表しているか | | | | | |
| 11 | 計画 | プランや計画などにつき、最低でも年1回の進捗状況確認がなされているか 進捗に遅れがある場合は計画変更の必要性を適宜検討しているか | | | | | |
| 12 | 計画 | 新型コロナウイルスによる影響を適切に検討しているか 達成目標時期の変更の要否につき、再検討の上、必要があれば見直しを行っているか | | | | | |
| 13 | 計画 | 作成しているビジョンや計画につき、後継のものが作成されていない場合は、作成しないこととした理由が明記され引き継がれているか また、何らかの事情で計画期間の抜けがないか | | | | | |
| 14 | 計画 | 作成しているビジョンや計画につき、計画期間終了後に成果等を十分に検証するとともに、当該検証結果を外部に広く公開しているか なお、計画事業が完了していない場合であっても、計画期間が終了している場合は成果等の検証が必要であることに留意する | | | | | |
| 15 | 計画 | プランや計画などの過年度検証に関し、実施箇所ごとの進捗結果、特に、前プラン中に実施できなかったものについて、実施できなかった原因への言及がなされているか | | | | | |
| 16 | 計画 | 事業開始時の総事業予算を用いた資料提出や事業判断を行う際は、実施する調査などの前倒しの必要性を検討したか | | | | | |
| 17 | 決算など | 複数年度に及ぶ事業については、単年度のみではなく、事業実施期間全体を通じた総事業費について、予算実績差異分析をしているか | | | | | |
| 18 | 決算など | 最終仕入原価法を採用している案件につき、適用の妥当性を検討するとともに、検討した資料が残されているか | | | | | |

| No | 項目 | 確認内容 | 回答日 | 回答者 | 責任者 | 検出事項（対応状況含む） | 監査メモ |
|----|----|---|-----|-----|-----|--------------|------|
| 19 | 財産 | 管理しているすべての台帳につき、相互に関連する台帳を特定し一覧化しているか | | | | | |
| 20 | 財産 | 相互に関連する台帳につき、それらの台帳が整合しているかを確認したか | | | | | |
| 21 | 財産 | 管理する資産のうち、自部署が管理する資産台帳に登録する必要のない資産（埋立て地など）を一覧にしているか | | | | | |
| 22 | 財産 | それらの資産の取得・除却などの情報につき、財政課と各資産の管理課との間で、資産計上が漏れないような連携が図られているか | | | | | |
| 23 | 財産 | 工事一式などで取得した資産につき、備品計上ルールが具体的に明記されているか | | | | | |
| 24 | 財産 | 工事一式などで取得した資産につき、備品台帳への登録漏れが生じていないか | | | | | |
| 25 | 財産 | 経理規程に減価償却方法が漏れなく規定されているか確認したか | | | | | |
| 26 | 財産 | 固定資産の判定に係る耐用年数や金額基準が、経理規程や細則等で明示されているか | | | | | |
| 27 | 財産 | 固定資産の実地棚卸を年1回以上実施しているか | | | | | |
| 28 | 財産 | 固定資産実査の証跡が適切に残されているか | | | | | |
| 29 | 財産 | 資産を取得した際の固定資産台帳等への登録につき、運用実態が規程に従ったものとなっているか再確認したか | | | | | |
| 30 | 財産 | 除却した資産について固定資産台帳からの削除処理がされているか再確認したか | | | | | |
| 31 | 財産 | 一括償却資産の固定資産台帳などへの登録につき、規程と実態が整合しているか確認したか | | | | | |
| 32 | 財産 | リース契約が終了した契約につき、リース台帳からの削除処理がなされているか確認したか | | | | | |
| 33 | 財産 | 県の土地施設内に第三者名義の不動産が存在していないか存在している場合、適法な使用権原が存在しているか | | | | | |
| 34 | 財産 | 県有備品について毎期現物確認をしているか | | | | | |

| No | 項目 | 確認内容 | 回答日 | 回答者 | 責任者 | 検出事項（対応状況含む） | 監査メモ |
|----|--------|---|-----|-----|-----|--------------|------|
| 35 | 財産 | 県有備品の実査に際し、備品シールが漏れなく貼られているか確かめたか | | | | | |
| 36 | 契約 | 契約書のひな型に反社条項があるか | | | | | |
| 37 | 契約 | 契約額が高額であるにもかかわらず、契約書が作成されず、注文書と請書の交付のみとなっている契約がないか再確認したか | | | | | |
| 38 | 契約 | 請書などの裏面記載の契約条項が委託内容に即したものとなっているか再確認したか | | | | | |
| 39 | 契約 | 委託業務の実施状況報告につき、仕様書と契約書とに齟齬がないか確認したか | | | | | |
| 40 | 契約 | 競争入札の参加者・落札者が固定されている契約がないか確認したか されている場合は、競争性を高める対策が取られているか | | | | | |
| 41 | 契約 | 入札参加者が1社の契約につき、参加者数を増やすための取組が取られているか | | | | | |
| 42 | 契約 | 同種の案件を分割して1号随意契約としている契約がないか確認したか ある場合、分割していることに合理的な理由があるか | | | | | |
| 43 | 契約 | 変更契約により、工事種別が異なるものを追加している契約がないか ある場合、変更契約とする理由に合理性があるか | | | | | |
| 44 | 契約 | 特殊な機械やソフトウェアなど、保守業務を納入・開発業者に随意契約で委託せざるを得ないと思われるものを導入する場合は、導入時に導入後のランニングコストも考慮して委託先の選定が行われているか | | | | | |
| 45 | 指定管理など | 指定管理などにつき、5年ないし10年の単位で制度導入効果の検証がされているか 検証結果は文書で残すとともに、情報公開しているか | | | | | |
| 46 | 指定管理など | 指定管理などにつき、県と受託者との間で修繕の負担関係が契約書と実態で整合しているか確認したか | | | | | |

| No | 項目 | 確認内容 | 回答日 | 回答者 | 責任者 | 検出事項（対応状況含む） | 監査メモ |
|----|-------|---|-----|-----|-----|--------------|------|
| 47 | 情報開示 | 個別事業の進捗率や今後の具体的なスケジュールがを明示した情報開示となっているか | | | | | |
| 48 | 情報開示 | 複数年度に及ぶ事業については、事業実施期間全体を通じた総事業費の推移が把握できるよう、前年度の見積総事業費などとの差異を明示して情報開示しているか | | | | | |
| 49 | 情報開示 | 大型案件で県民の関心も高い工事につき、工事費が増加傾向にある場合、適時に総工事費の再計算を行い、最低でも年1回の情報開示をしているか | | | | | |
| 50 | 料金収入 | 施設の貸付料や使用料などの収入で、新型コロナウイルスの影響などにより料金を変更している案件につき、次回以降、料金変更が必要な事象が生じた際に迅速に対応できるよう、料金を変更する場合の具体的な基準等を定めているか | | | | | |
| 51 | 債権回収 | 債権回収に係る規程やマニュアルが漏れなく整備されているか確かめたか | | | | | |
| 52 | 債権回収 | 徴収・回収規定において、未納者への対応時期が明記されている場合、法的な対応期限に支障がない時期に設定されているか再確認したか | | | | | |
| 53 | システム | システムにつき作業ログを残しているか | | | | | |
| 54 | B C P | B C P 計画策定後、計画時に想定した訓練の種類がバランスよく実施されているか | | | | | |
| 55 | B C P | 訓練の結果の取りまとめや検証がなされているか | | | | | |
| 56 | B C P | 災害対応として、公共交通機関の運行停止や道路の寸断などに伴う参集不能リスクを適切に考慮しているか | | | | | |
| 57 | B C P | B C P 対策に必要な非常用電源などが確保されているか | | | | | |
| 58 | B C P | 緊急時の連絡手段がない拠点の有無を確認したか ある場合は、連絡手段の導入を検討したか | | | | | |
| 59 | B C P | 指定管理などにつき、施設の被害想定調査などが二重投資とならないよう、県と受託者との間で被害想定に係る調査・認識の緊密な情報共有が図られているか | | | | | |

| No | 項目 | 確認内容 | 回答日 | 回答者 | 責任者 | 検出事項（対応状況含む） | 監査メモ |
|----|-------|--|-----|-----|-----|--------------|------|
| 60 | 老朽化対策 | 老朽化対策で遅延しているものにつき、災害などによる影響を分析しているか | | | | | |
| 61 | 消費税申告 | 個別対応方式と一括比例配分方式の有利不利判定を行った上で、採用方式を決定しているか | | | | | |
| 62 | 消費税申告 | 消費税法上、課税仕入れなどに関する帳簿及び請求書等は7年間の保存が求められているが、現行保存ルールは当該年数以上となっているか | | | | | |
| 63 | 消費税申告 | 消費税申告に際し、上長による過年度との比較・整合性検証を含めた再実施・再計算がなされているか | | | | | |
| 64 | 消費税申告 | 消費税申告につき、消費税を熟知した担当者が県のすべての消費税申告書を一元的にチェックする体制を設けているか、又は税務の専門家を関与させているか | | | | | |
| 65 | 監査 | 監査委員監査や包括外部監査などの過去の監査における指摘・意見などを受けて検討した内容やその判断過程などの考え方の根底になる資料が文書で適切に引き継がれているか | | | | | |
| 66 | 監査 | 上記の指摘・意見などを受けて導入した手続きにつき、第三者が確認できるよう証跡を残しているか | | | | | |
| 67 | その他 | 過去に実施した調査結果を利用して事業費などの算定を行う場合は、当該調査主眼が何であったかなど、基礎資料の性質を適切に評価する視点を持つとともに、必要に応じて追加調査や専門家の関与などの対応をとっているか | | | | | |
| 68 | その他 | 将来的な不確定要素があるとして事業を停止・遅延している案件につき、安易に全体を不確定と捉えていないか 不確定要素についても、不確定な点と確定できる点を詳細に分解し、確定できる部分については適切に事業を進める必要があることに留意する | | | | | |

第30 総括

島国の日本にとって港湾・漁港は非常に重要で、沿岸県である広島県にとっても、漁業が盛んな上、世界的にも知名度が高い年間船舶乗降人員数1位の厳島港を有するなど、港湾・漁港の重要性は高い。また、令和5年度にはG7広島サミットの開催が予定されており、世界的にも注目を集めている。その玄関口にもなる港湾の運営が滞りなく進められ、他県のお手本となっていくことを期待したい。

今回の監査で、今後の事業運営改善のきっかけになると思われる事項を検出した。それは、事業実施累計期間での予算実績差異分析、適時適切な情報開示及び部局間での連携である。

事業実施累計期間での予算実績差異分析に関しては、港湾特別会計の臨海部土地造成事業につき、予算・実績比較が単年度のみでなされており、各事業における実施期間全体の累計ベースでの見積総事業費の比較や推移の把握がされていない事実があった。事業実施期間を通じた総事業費の変動状況は県民の関心も高いため、適切に分析・把握すべきである。

そして、適時適切な情報開示に関しては、上記の見積総事業費の推移が公表されていないことに加え、各事業の今後のスケジュールも公表されていなかった。また、振興プランについても、整備事業の遅延が適時適切に公表されないことに加え、各事業の進捗率や今後のスケジュールの情報開示にも不十分な点があったほか、前プラン中に実施できなかったものに対する原因について言及されていなかった。事業費の推移や事業のスケジュールは県民が特に注目する点であり、これらの情報開示は積極的に行っていただきたい。

包括外部監査を通じて対象部局や団体の方と協議する中で、事業の経過と将来見通しの情報開示が特に重要であると感じたが、県の今の情報開示では、その点はあまり重要視されていないように思われた。今後、当方も一県民として、どのような情報開示をしていただけるか注目していきたい。

また、部局間での連携に関しては、宮島口旅客ターミナル下の埋立て地の取得につき、現に資産を管理する課と、県の固定資産台帳を管理する課との間で適切に情報共有されていない事実が判明した。当該土地は監査対象部局管理の台帳への登録は不要なものであったが、県の固定資産台帳を管理する課の資産台帳にも記載されていなかった。当該土地の管理自体は監査対象部局であるため、監査対象部局と固定資産台帳を管理する課が緊密に連携を取る必要があるが、台帳登録漏れ防止に係る連携は十分ではなかった。また、消費税の申告体制の整備を提案しているが、消費税申告は特殊なため、県全体で管理することも考えられる。現状は各部局で個別対応となっており、部局間での連携に改善の余地が認められた。

これら3点は必ずしも容易に解決できる事項ではないと思われるが、今回の外部監査をきっかけとして、改善を行い、今後のよりよい事業運営に活かしていただけることを期待したい。

県の包括外部監査に関して、当方は、平成29年度から令和2年度までの4年間補助者を務め、令和3年度と本年度の2年間については責任者として関与した。

複数年にわたり包括外部監査に関与してきた結果、同様の指摘事項や意見などが複数回検出されることがあることに気づき、検出事項は監査対象となった部局や団体特有の問題ではなく、往々にして複数の部局や団体が同様の問題を抱えていると感じた。

包括外部監査制度をより効果的なものとしていくために、検出された指摘事項や意見を他の部局や団体に生かすことが必要で、その方法の一つがチェックリストを活用する方法と判断し、監査人がチェックリストの作成方法案を示した。

もっとも、今回の課題・問題点の一般化や抽象化は完全なものではなく、不十分な点やより効果的な一般化・抽象化も考えられると思われる。チェックリストの活用方法についても同様で、今回示したチェックリストの使用が強制されるものではない。

一般化・抽象化の考え方やチェックリストの活用方法については、唯一絶対の答えがあるものではなく、実務を通じて検討し、改善を繰り返していく必要がある。今後も県が継続してよりよい活用の方法を検討し、その結果として、包括外部監査制度がより効果的なものになっていくことを期待したい。

最後に、今回港湾事業や漁港事業の話聞く中で、海に面した県である広島県、島国である日本にとって、港湾や漁港がいかに重要な施設であるかを再認識した。日頃当たり前に感じてしまう豊富な海産物やスムーズな物流も、それを支える港湾・漁港が障害なく機能して初めて実現される。港湾事業や漁港事業に携わる方々が日々、真摯に業務に取り組んでくださっているお陰だということが強く感じられた。

本監査においては、対象部局・団体関係者の方々に、包括外部監査制度の趣旨や本外部監査の方針を初期段階で伝え、県民のためになるあるべき監査の形を協議しながら監査を進めた。新型コロナウイルスの感染拡大やG7広島サミット開催に向けた準備という様々な事象がある中、多大なご協力をいただいた。

また、監査委員事務局の方々には、補助者であった4年間を含め、6年間という期間にわたり、円滑に監査を行うことができるよう、監査事務に大いにご協力いただいた。

関係者の方々に御礼申し上げます。

巻末別添資料

(別添1) 広島県文書等管理規則 別表(第7条関係)

| 保存年限の区分 | 文書等の類型 |
|---------|---|
| 30年 | <ol style="list-style-type: none"> 1 行事、儀式等に関するもので重要なもの(褒賞、叙位叙勲など) 2 県議会に関するもので重要なもの(議案など) 3 法令に基づく事務引継書 4 条例、規則その他例規の決裁文書 5 争訟に関するもので重要なもの(訴訟、審査請求など) 6 事業の計画や実施に関するもので重要なもの 7 統計、報告や行政執行上に関するもので重要なもの 8 許認可等の行政処分や契約に関するもので法律関係が10年を超えるもの 9 職員の人事、福利に関するもので特に重要なもの(職員の人事記録、不利益処分など) 10 起債に関するもの 11 決算統計に関するもの 12 財産に関するもので特に重要なもの(財産の取得、処分など) 13 地域行政に関するもので特に重要なもの(市町の廃置分合、境界変更など) 14 債権・債務に関するもので特に重要なもの(時効が10年を超えるもの) 15 その他30年保存の必要があると認めるもの |
| 10年 | <ol style="list-style-type: none"> 1 表彰に関するもの 2 争訟に関するもの(損害賠償など) 3 行政組織の運営に関するもの 4 監査・検査に関するもの 5 事業の計画や実施に関するもの 6 統計、報告や行政執行上に関するもの 7 許認可等の行政処分や契約に関するもので法律関係が5年を超えるもの 8 職員の人事、福利に関するもので重要なもの(定数配分や研修計画など) 9 支出に関するもので重要なもの 10 財産に関するもので重要なもの |

| | |
|----|---|
| | 11 地域行政に関するもので重要なもの（行財政実地調査など） 12 債権・債務に関するもので重要なもの（時効が10年のもの） 13 その他10年保存の必要があると認めるもの |
| 5年 | 1 庁内管理に関するもので重要なもの 2 監査・検査に関するもので軽易なもの 3 事業の計画や実施に関するもので軽易なもの 4 職員の人事，福利に関するもの 5 予算に関するもの 6 起債に関するもので軽易なもの 7 許認可等の行政処分や契約に関するもので法律関係が3年を超えるもの 8 収入に関するもので重要なもの 9 支出に関するもの 10 財産に関するもの 11 地域行政に関するもの 12 債権・債務に関するもの（時効が5年のもの） 13 その他5年保存の必要があると認めるもの |
| 3年 | 1 行事，儀式等に関するもので軽易なもの 2 県議会に関するもの 3 請願・陳情に関するもの 4 個人情報保護に関するもの 5 庁内管理に関するもの 6 広聴に関するもの 7 許認可等の行政処分や契約に関するもので法律関係が1年を超えるもの 8 統計，報告や行政執行上に関するもので軽易なもの 9 職員の人事，福利に関するもので軽易なもの 10 収入に関するもの 11 支出に関するもので軽易なもの 12 財産に関するもので軽易なもの 13 地域行政に関するもので軽易なもの |

| | |
|------|--|
| | 14 債権・債務に関するもので軽易なもの（時効が1年から3年のもの） 15 その他3年保存の必要があると認めるもの |
| 1年 | 1 軽易な照会，回答，報告，通知等に関するもの 2 その他1年保存の必要があると認めるもの |
| 1年未満 | 1 内部の事務連絡等に関する定例的なもの 2 その他1年以上の保存の必要がないと認めるもの |
| 無期限 | 随時に追記又は更新される台帳，帳簿等であって常時使用するもののうち継続的に保管する必要があると認めるもの |